

2022年
(令和4年度)
定時総会資料

JUN. 4

2022

NPO法人やどかりサポート鹿児島

NPO法人やどかりサポート鹿児島 2021年度通常総会《資料》

総会式次第

1. 開会の辞
2. 理事長挨拶
3. 議長選出
4. 定足数確認
5. 議事録作成者及び署名人の選任
6. 議案審議
 - 第1号議案 2021年度事業報告の件
 - 第2号議案 2021年度決算報告書及び監査報告書承認の件
 - 第3号議案 2022年度事業計画書案承認の件
 - 第4号議案 2022年度予算書案承認の件
 - 第5号議案 資産の総額の確認に関する件
7. 閉会の辞

【その他報告事項】

～その他の資料～

- ① 理事、苦情・不服審査会審査委員、顧問
- ② 利用決定委員会委員
- ③ 会員名簿
- ④ 定款
- ⑤ 地域ふくし連携型連帯保証提供事業（地域ふくし連帯保証）利用規約
- ⑥ 旅費及び日当に関する規定
- ⑦ やどかり住まい安心システム「すまほっと」
- ⑧ 講演・研修等実施一覧

日 時 2022年6月4日（土）午後1時～2時半
場 所 鹿児島市精神保健福祉センター はーと・ぱーく
(〒890-0063 鹿児島市鴨池2丁目22番18号2階)

正会員総数	51 人
出席者	6 人
委任状	28 人

議長	鶴田 啓洋
議事録作成者	竹中 寛子
議事録署名者	西田 鉄心
議事録署名者	新川 昇一郎

理事長挨拶

2022年6月
特定非営利活動法人やどかりサポート鹿児島
理事長 芝田 淳

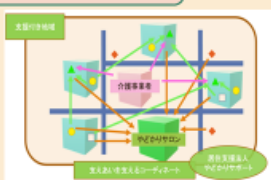
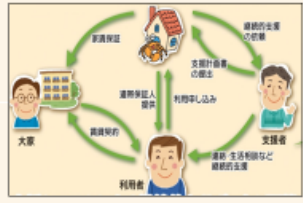
コロナ禍が生じて2年が経過しましたが、そうした中であっても、会員のみならず、関係者のみなさまにおかれては、日頃より、やどかりの事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

2017年度は、やどかりにとって、よい意味で激動の年でした。

2018年度は「おおきな「うねり」の中にある一年でした。

2019年度は「激動とうねりの中で引き続き「走り続けた」一年でした。また、そうした中で、以下のような【やどかりサポート鹿児島 これからの5年間】と【やどかりの「足腰」を鍛える】をお示しました。

【やどかりサポート鹿児島 これからの5年間】

やどかりサポート鹿児島 これからの5年間		2019.8.23
【財務】 ・2022年度までは、助成金・補助金を中心に運営する ・2023年度からは、助成金・補助金がなくても運営できるようにする		
【会員・寄付】 ・2020年度に「認定NPOプロジェクトチーム」を置き、2024年度までに、認定NPOとなることを目指す。 ・2020年度に「遺贈促進プロジェクトチーム」を置き、多数のNPOと協働して、パンフレットの作成、HPの作成等、遺贈の勧誘を行う		
【人材】 ・日本で一番の「居住支援人材」の育成を目指す ・居住支援全国ネットワークや全国居住支援法人協議会と連携して人材育成に取り組む		
鹿児島市	鹿児島市以外	
【事業】		
地域ふくし連帯保証の推進		
やどかりライフの事業化		
<ul style="list-style-type: none"> ➢ やどかりの提供できるサービスは「連帯保証」 ➢ やどかりの特技は「互助」や「支えあい」のコーディネート ➢ 不動産・障害者福祉・介護等との連携により「非営利」「非商品」を事業化 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「支援者」を増やす ➢ 支援者と「協定」を締結する 2019年度目標 5団体 2020年度目標 10団体 2024年度目標 50団体 ➢ 公営住宅と「協定」を締結する 2019年度目標 1団体 2020年度目標 5団体 2024年度目標 全市町村 ➢ 「地域完結」モデルを構築する 2021年度目標 2団体 2022年度目標 10団体 2024年度目標 全市町村 	

【やどかりの「足腰」を鍛える】

発信・寄付	事務・システム	収益事業	附帯業務
<ul style="list-style-type: none"> インターネット・SNSの時代にふさわしい発信力 情報発信をどんどんできる体制づくり 情報共有レベル（事務局・理事・会員・地域・全国）を常に意識 寄付の増強 会員の増強 常に「ツール」をもつ 常に「発信」する 認定NPOを目指す 「遺贈プロジェクト」と推進する 	<ul style="list-style-type: none"> 地域ふくし連帯保証に関する事務システムの構築 <ul style="list-style-type: none"> 相談日誌 月1面談管理 利用料管理 いつでも統計が出せる 支援者との情報共有 利用申込書・支援計画書のIT化 利用申込・支援計画のオンライン化 ゆくゆくは、鹿児島県のすべての居住支援法人が使えるものに 	<p>資本がない →資本と提携する</p> <ul style="list-style-type: none"> サブリース <ul style="list-style-type: none"> とりあえずなんでもやってみる。やらないと一連の流れが分からない。 10件程度やってみて、やどかり・不動産業者TSUNAGARUの役割を整理（別紙） 不動産証券化 <ul style="list-style-type: none"> 下荒田・荒田等利便性の高い場所に1棟購入してもらう やどかりの役割と収益について相談 一戸ごとの収益物件 <ul style="list-style-type: none"> 300万円程度のワンルームマンションを購入してもらってサブリースで借り上げる 「あんしん住宅」 <ul style="list-style-type: none"> 「生活支援費」の徴収 介護との連携 <p>互助・支えあい助けあいを基調に</p>	<ul style="list-style-type: none"> 金銭管理 <ul style="list-style-type: none"> やどかりでやるか？司法書士事務所と連携してやるか？ 報酬は？ 収益が見込めるか？ 停止条件付委任契約・贈与契約 <ul style="list-style-type: none"> 今後のリスク管理のために、特に公営住宅については必須 死因贈与・死後事務委任契約 <ul style="list-style-type: none"> 今後のリスク管理のために、特に公営住宅については必須 「共生」において、死後事務をやっていると50万円優遇される つながるで互助を基調に50万円で委任している これを進めていくか？ 収益が見込めるか？

2020年度は「走り続ける中で、足元も行く先も見えてきた」一年でした。

また、2020年度を振り返りつつ、昨年(2021年)の総会資料においては、やどかりの向かうべき大きな方向性と経済的な自立を目指す道筋として、次のような方針をお示しました。

- 国や地方公共団体と協働して居住の保障を提供するとともに、地域福祉の担い手と連携して「つながり」を提供する居住支援における地域のハブ機能を果たしていく。連帯保証の提供という事業をただ単に「国にお返しする」のではなく、やどかりが事業をとおして地域の中に溶け込んでいくことで「地域にお返しする」
- 不動産市場から福祉的支援まで分野を横断して「横ぐし」を刺す居住支援という幅広いフィールドの中で、「つながり」を創出するというやどかりの「価値」を事業化していく。そのことにより、国や地方公共団体との協働を前提としつつも、経済的な自立を果たす

これらの経過を踏まえつつ、2021年度を振り返り、これからの活動について、理事長としての所見を述べさせていただきます。

① 「地域ふくし連帯保証」について

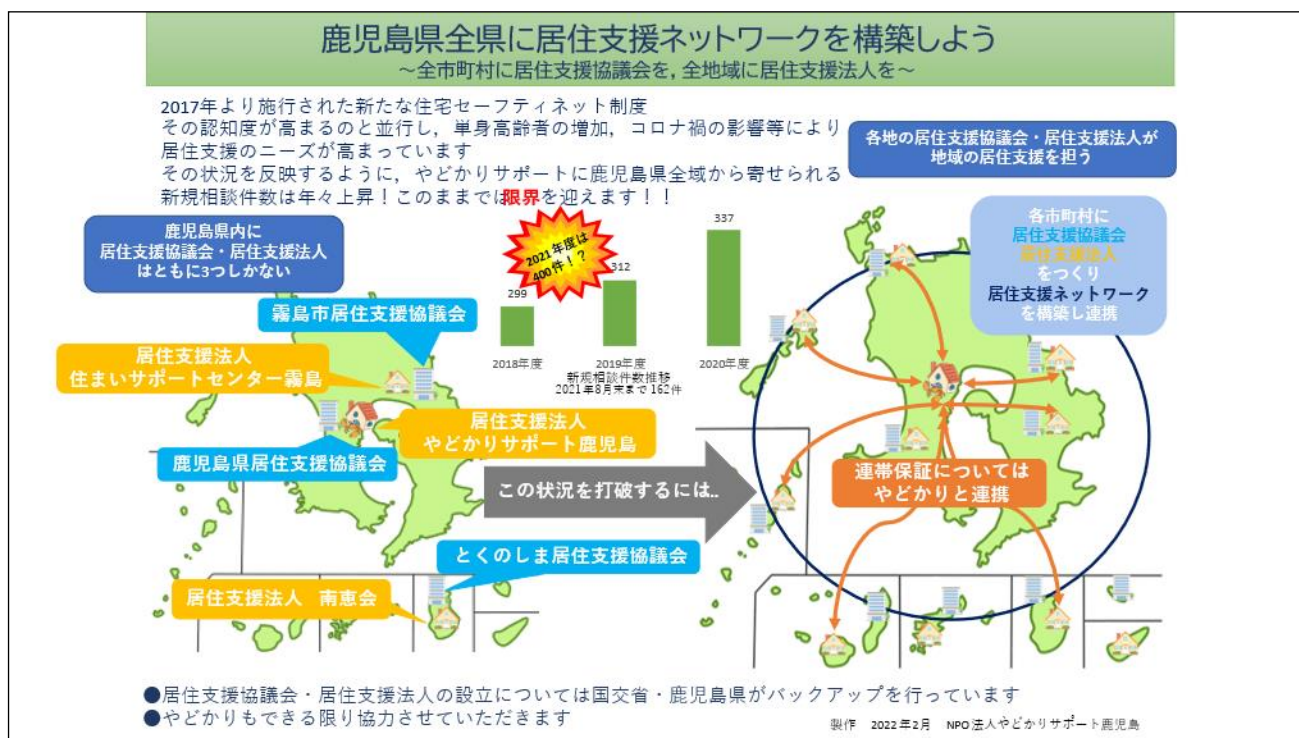
「地域ふくし連帯保証」に関する相談やその利用者は本総会資料のとおり、近年どんどん増加しています。特に2021年度の新規利用者数が118人にのぼったことは特筆すべきことでしょう。相談員・事務局員の奮闘に深く感謝し敬意を表したいと思います。

しかし、同時に「地域ふくし連帯保証」を実施することのやどかりの負担やリスクを考えると、普通の「商売」のように「お客様が増える」ことを単純に喜べない実態があります。そこで、鹿児島県の全域に「地域ふくし連帯保証」に協力いただける福祉関係機関・者を増やしていく必要があります。

2021年度、薩摩川内市社会福祉協議会・垂水市社会福祉協議会・社会福祉法人たちばな会住まいサポートセンター霧島・知名町及び知名町社会福祉協議会と「地域ふくし連帯保証」に関する協定を締結することができました。こうした協力者の増加と合わせて、下記の図になるように、居住支援協議会や居住支援法人が設立されることにより、鹿児島県全域に居住支援ネットワークが構築されていくことが必要であると考えています。

2021年12月28日、一般社団法人鹿児島県居住支援ネットワークが設立されました。理事長は社会福祉法人南恵会の吉留理事長。私は事務局長理事に就任しました。鹿児島県居住支援ネットワークと協働してやどかりは、鹿児島県の居住支援の充実に寄与していきたいと考えています。

【鹿児島県全域に居住支援ネットワークを構築しよう】



② 「やどかりライフ」～当事者主体の居住支援～について

やどかりは近年「当事者主体の居住支援」を理念に掲げて活動しています。具体的には「やどかりライフ」事業を展開しており、やどかりを利用する当事者の方々に対して「やどかりライフ」すなわち「互助する暮らし方」を提案しています。

「当事者主体の居住支援」とはなんなのか、具体的な姿が見え始めています。やどかりは設立当初から連帯保証だけでなく「つながり」を提供することを理念としてきました。「当事者主体の居住支援」においては、そうした「つながり」を単に支援者が提供するのではなく、当事者自身が「つながり」を獲得するとともに、当事者自身が「つながり」を他の当事者に提供するのです。さらに「つながり」に加えて「役割」の獲得、あるいは「役割」の提供という効果があることが強調されます。「当事者主

体の居住支援」においては、当事者は「支援される側」ではなく、支援されるとともに支援するものであり、当事者どうしの「つながり」の中で、自然とそれぞれが「役割」を持ち、地域の中で活躍し地域に貢献しています。

こうした「当事者主体の居住支援」について、今後はさらに、①鹿児島市内だけでなく鹿児島県全県に広げていくこと②鹿児島市内においても「つながり」を多層的なものにしていくことで、それぞれの当事者がそのひとにあった「つながり」と「役割」を得られるようにしていくことが必要であると考えています。さらに、③「当事者主体の居住支援」が当事者及び支援者にもたらす効果等について学識経験者による検証を行っていただきエビデンスを得ること④国への提言等をとおして全国への波及を図ることも念頭に置いておくべきでしょう。

なによりも「当事者主体の居住支援」の現場は、当事者がいきいきとしていてとても楽しいものです。ぜひ会員・関係者のみなさまも現場を見に来ていただければと思います。

【当事者主体の居住支援】

やどかりの居住支援で起きていること

- 70代男性、認知症の疑い、アルコール依存症。
これまでいた施設を飛び出し、やどかり利用で入居。
認知症のため、諸手続きが自分でできるか疑問があった。
同じマンションに住む住民が、市役所同行、銀行同行、通帳の作成を行った。
- 60代男性、15年以上ホームレス生活をしていた。
ついに生活保護申請を行い、やどかり利用で入居。
スマホどころか携帯電話さえ知らない。身分証明書を何一つ持っていない。
同じマンションに住む住民が、マイナンバーカードの作成の手伝いを行い、携帯ショップに同行して、スマホを持つことができた。スマホの使い方も教えている。
(ワクチン接種の申込みも、同じマンションに住む住民のスマホで行った。)
- 40代男性、痛風、生活困窮のため数年間治療を放置していた。
ホームレス状態に陥り、生活保護申請を行い、やどかり利用で入居。
治療を始めたところ、発作のため歩けなくなった。
→しかし、何の制度もない。
同じマンションに住む住民が、買物支援を行った。

当事者
主体の
居住支援

③ サブリース事業について

昨年の総会資料において、私が代表社員である合同会社 TSUNAGARU^{*1} においてサブリース事業を開始した旨を報告いたしました。2021年3月31日時点で17戸であったサブリース物件は2022年3月31日時点で36戸まで増加しました。

合同会社 TSUNAGARU の2021年度(2021年4月1日乃至2022年3月31日)の決算において、売上は1643万円、純利益は85万円でした。^{*2} さらに、しばた司法書士事務所への委託費168万円、車両費(芝田が使用している)46万円、交際費26万円を支弁していますので、これらを含めると芝田のふところに約330万円が入ったこととなります。これらの利益の源泉はやどかりの事業であることは間違いありません。よって、やどかりによる非営利活動を利用して、芝田が私腹を肥やし

ているという批判があってもやむを得ない状況にあります。しかしながら、「地域ふくし連帯保証」という「儲からない」事業を基幹事業としているやどかりが補助金・助成金だよりではなく、自立して運営できるようになるためには、合同会社 TSUNAGARU のような営利企業において収益をあげ、安定した雇用を提供する必要があります。現在はその過程であるをご理解いただきたいと思います。

ところで、やどかりは利用者の方々の連帯保証人の立場にあるわけですが、サブリース事業により今度は大家の立場になりました。大家って楽しいですね。いろんな困りごと、生活に密着したささいなできごとがいち早く自身に伝わってくるのです。電球が付かない、網戸が動かない、お隣がうるさい、といったちょっとしたことやトラブル。「406 号室の人、やっぱり飲んでますよ」「102 号室の人、昨日もパチンコ行ってましたよ」(;;)なんていった「噂話」とかもリアルに伝わってきます。

さらに、「当事者主体の居住支援」についても、大家としての緊密な関係がその進展を促しています。「209 号室の人、携帯持ってないんで、〇〇って伝えて」「311 号室の人、認知症で忘れてるかもしれないから、明日連れてきて」なんて、私がいろいろ「頼む」ことでどんどん活性化するのです。

今後は、サブリースを含めて、やどかり+合同会社 TSUNAGARU で、連帯保証人だけでなく「大家」の立場で居住支援を提供することが、様々な可能性を生むのではないかと感じているところです。

※1 合同会社 TSUNAGARU は「居住支援をとおして社会に貢献する社会的企業」です。

<https://tsunagaru-k.wixsite.com/website>

※2 サブリース事業だけでなく、保険事業、携帯電話紹介業、不動産管理業を含む全体の売上及び純利益です。

④ 「つながるあんしん事業」について

やどかりは、平成 30 年度から 4 年間にわたり、鹿児島県居住支援協議会の住宅セーフティネット WG の運営を委託されてきました。同 WG ではずっと死後事務のあり方について検討を行ってきました。そうした知見の集積により、死後事務に関する事業を実施する体制が徐々に整ってきました。2021 年度、やどかりは、「入院・入所にあたって緊急連絡先となる支援に関する契約」及び「死後事務委任契約」を締結する「つながるあんしん事業」を開始しました。

「つながるあんしん事業」は当事者どうしの互助、すなわち互いに支えあい・助けあい、なかまの最後にあっては互いに見送りあい・弔いあう関係性を基盤としています。また、「地域ふくし連帯保証」と同様に、地域福祉の担い手と協働しつつ、具体的な支援を提供することとしています。当事者は、この事業を利用するのではなく、参加します。「つながるあんしん事業」の主人公は当事者自身であり、当事者はこの事業に参加し、身寄りがなくても安心して暮らせる地域・社会を創造するために役割を持ち地域に貢献するのです。

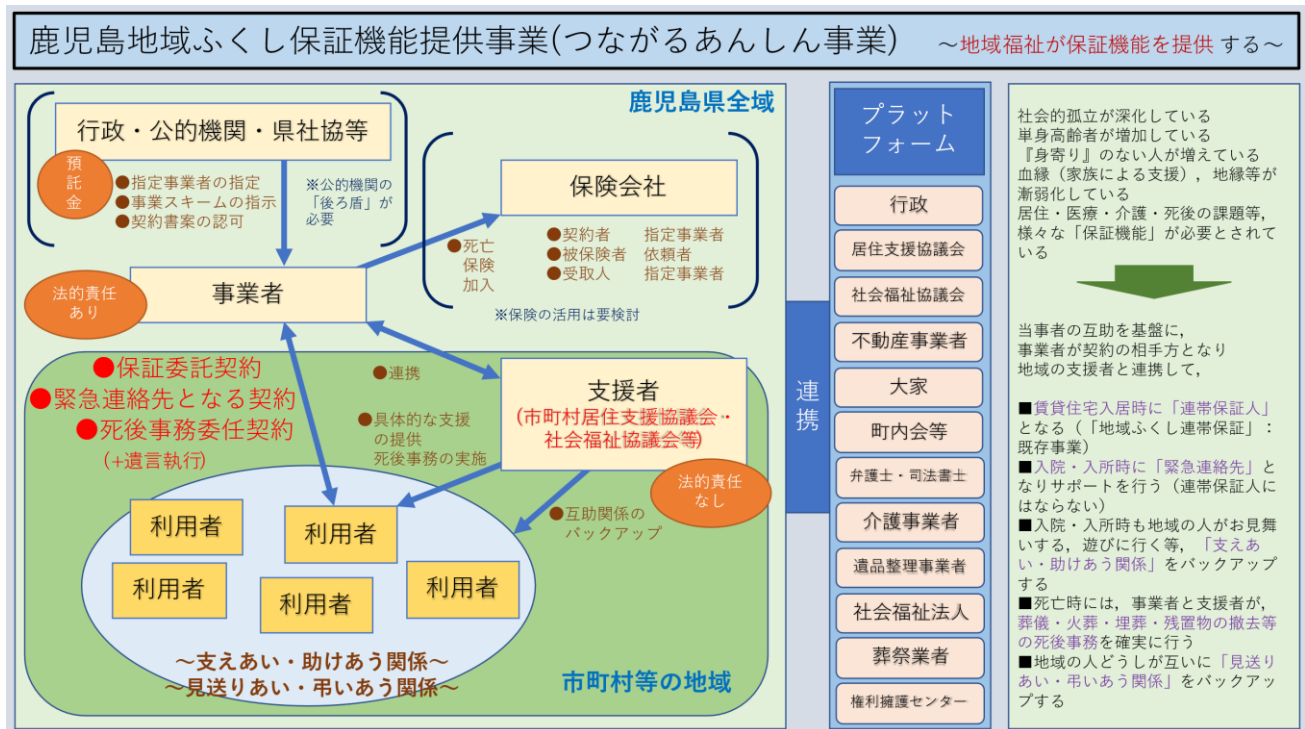
2022 年 3 月 31 日現在の参加者は 6 名とまだまだ始まったばかりですが、大きく広がっていく事業になるはずで。このように居住支援法人が『身寄り』問題にウイングを広げることは国の政策の方向性とも合致しています。^{※3}

まだまだ検討すべき課題が多い状況ですので、会員・関係者のみなさまのご指導・ご鞭撻をいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

※3 「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理」(2022 年 4 月 26 日)において、「身寄りのない人への支援においては、保証人や緊急連絡先の確保、生活支援、孤独死などの課題が明らかになって

いる。特に居住支援においては、身寄りのない人の住居の確保や孤独死の問題に対して、長期的・継続的な見守りを強化するとともに、債務保証や生活支援等の支援を行う居住支援法人の指定を促進していく必要があるのではないか。また、居住支援以外の分野を含め、他省庁の施策も含めた法的整備のあり方や公的支援のあり方を検討すべきではないか。」とされています。

【つながるあんしん事業について】



⑤ やどかりの「足腰」について

最後に、やどかりの「足腰」、すなわち、様々な事業を支える事務局機能についてです。

1) 発信・寄付について

やどかりが行っている先進的な取組みについてしっかりと発信を行い、寄付をいただけるよう働きかけ、2024年度には認定NPOになれるように取り組んでいます。まだまだ成果は出ていませんが、事務局では認定NPO取得に向けたプロジェクトを開始しています。

2) 事務・システムについて

今年度、事務システムである「Kintone」を導入しました。

不統一な状況にあった事務局内の記録・情報共有等の仕組みが徐々に整いつつあります。将来的には、利用申込、支援計画書の提出、利用審査等の事務局外の方々がかかわる事務についてもKintoneに統一を図っていきたいと考えています。

以上のように、不十分な点も多々ありながらも、「地域ふくし連帯保証」を中心に死後事務、『身寄り』問題等にも活動の幅を広げつつ、あわせて「足腰」を鍛えつつ、今も自立に向けた途上にあるやどかりでございます。

今後とも、ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

令和3年度事業報告書

自2021年4月1日至2022年3月31日

1. 事業実施の概要

(1) 特定非営利活動に係る事業のうち、住まい確保に関する支援事業

【地域ふくし連携型連帯保証提供事業(地域ふくし連帯保証)】

■2022年3月末現在の利用者数について

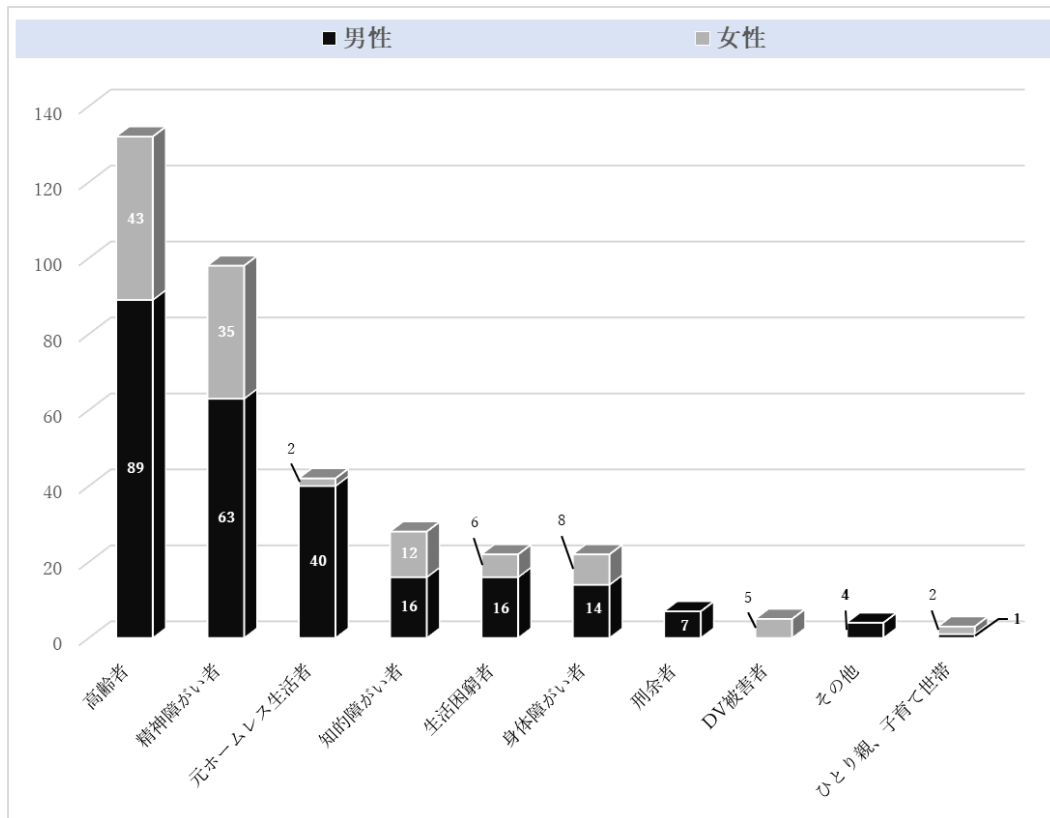
2022年3月末現在、利用総数は363名。前年度から比較して、87名の増加となりました。

①利用者の属性

利用者の属性の内訳は以下のとおりです。

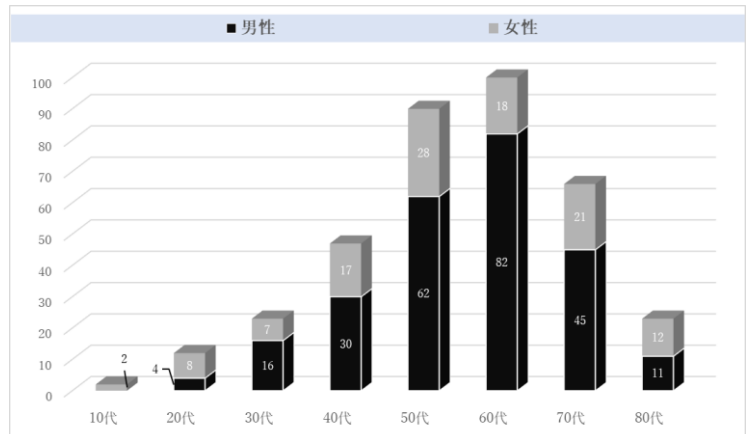
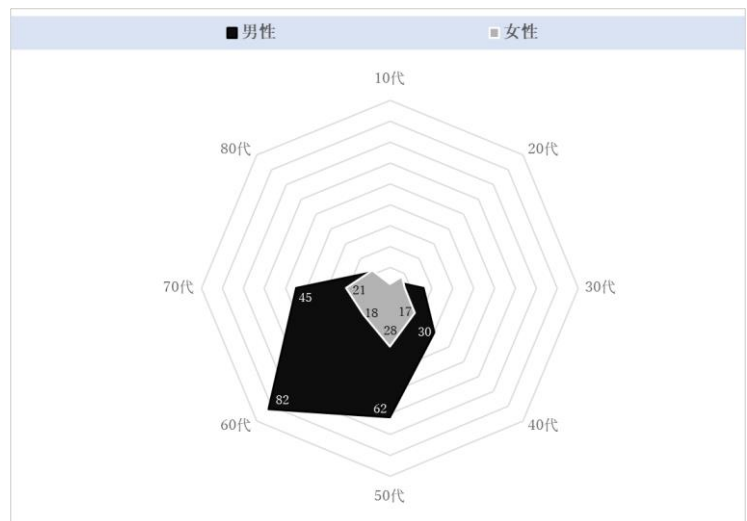
なお、今年度から、一利用者に対して複数の属性を登録できるようにシステムの変更を行いました。属性ごとの利用者数を統計するまでには至らず、以下の表においては、例えば高齢者かつ障がい者である方については高齢者としてカウントしています。そのため、昨年度に比べると高齢者が大きく増えた(38名→132名)一方で、精神障がい者の数は減っています(107名→98名)。実際には、新規利用者の中に精神障がい者の方は非常に多く、減っているわけではありません。

属性(種別)	男性	女性	総計
高齢者	89	43	132
精神障がい者	63	35	98
元ホームレス生活者	40	2	42
知的障がい者	16	12	28
生活困窮者	16	6	22
身体障がい者	14	8	22
刑余者	7	0	7
DV被害者	0	5	5
その他	4	0	4
ひとり親、子育て世帯	1	2	3
総計	250	113	363

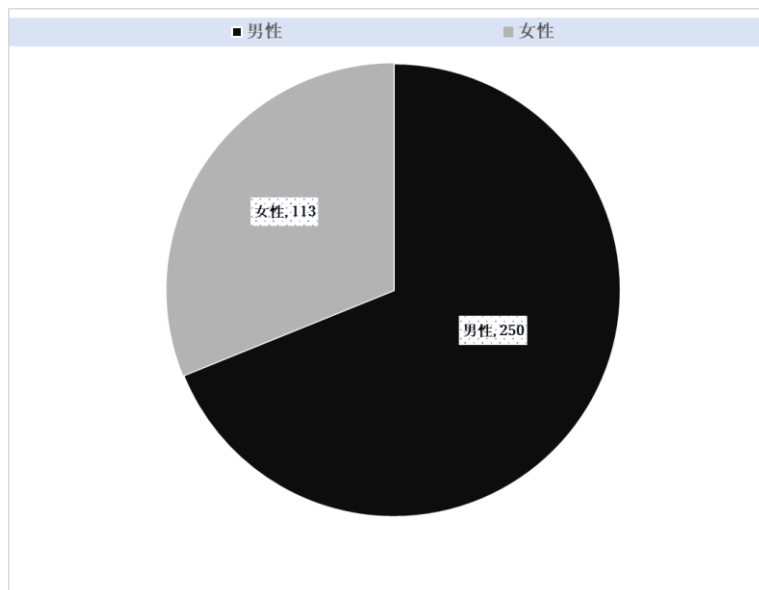


②利用者の年代と性別

年代	男性	女性	総計
10代	0	2	2
20代	4	8	12
30代	16	7	23
40代	30	17	47
50代	62	28	90
60代	82	18	100
70代	45	21	66
80代	11	12	23
総計	250	113	363

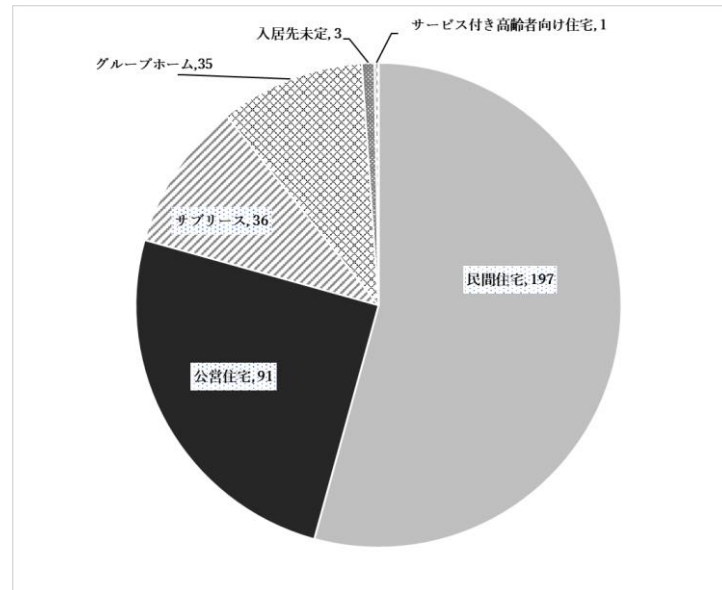


性別	利用者数
男性	250
女性	113
総計	363

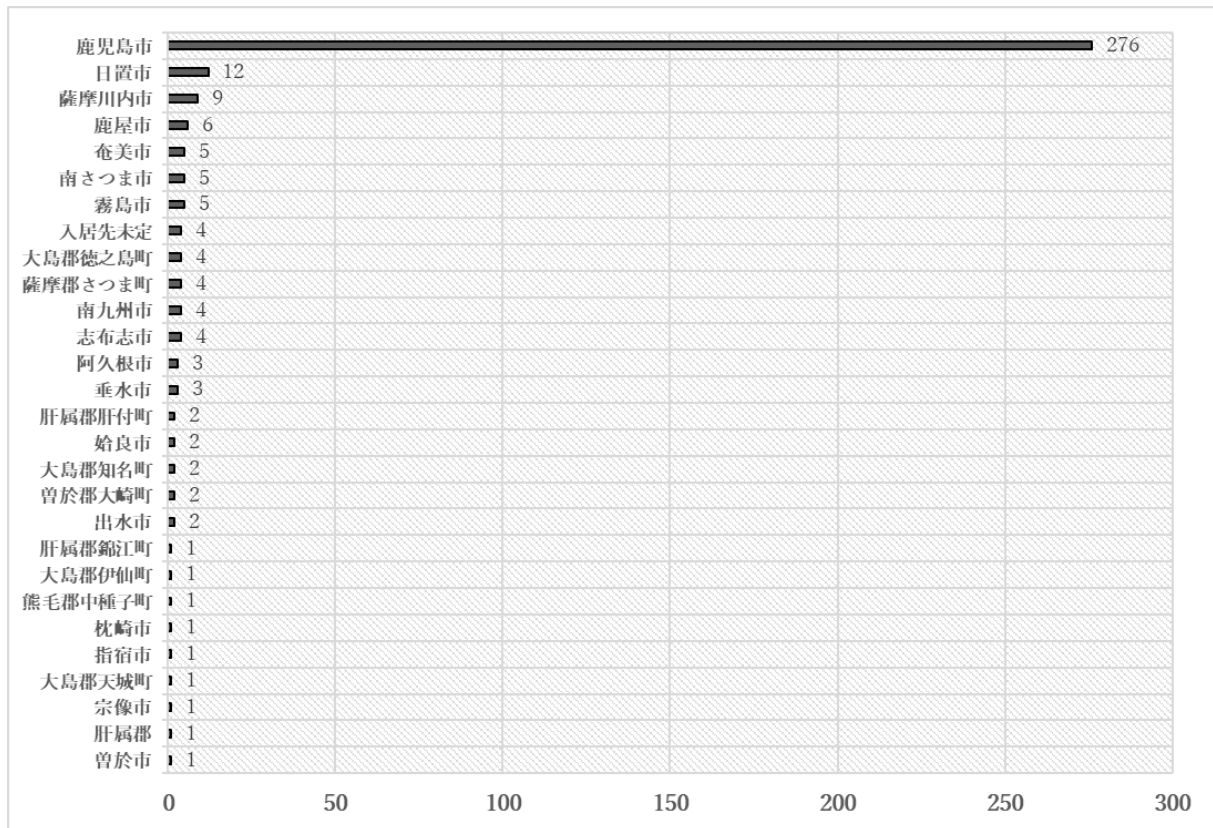


③入居した物件の種類

入居先分類	利用者数
民間住宅	197
公営住宅	91
サブリース	36
グループホーム	35
入居先未定	3
サービス付き高齢者向け住宅	1
総計	363

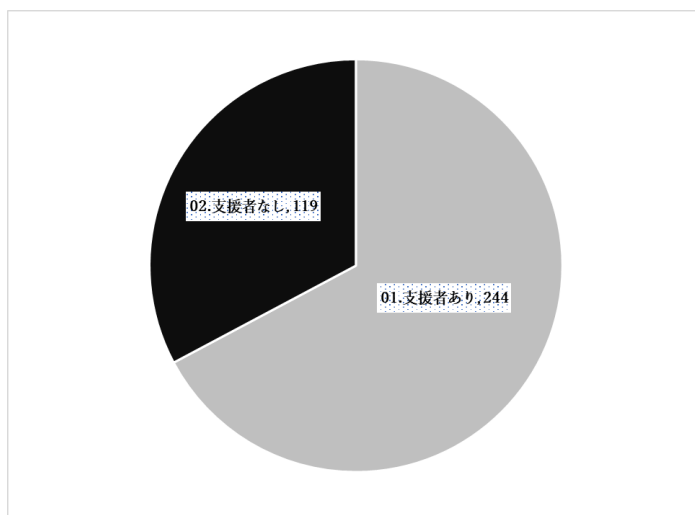


④利用者の居住地



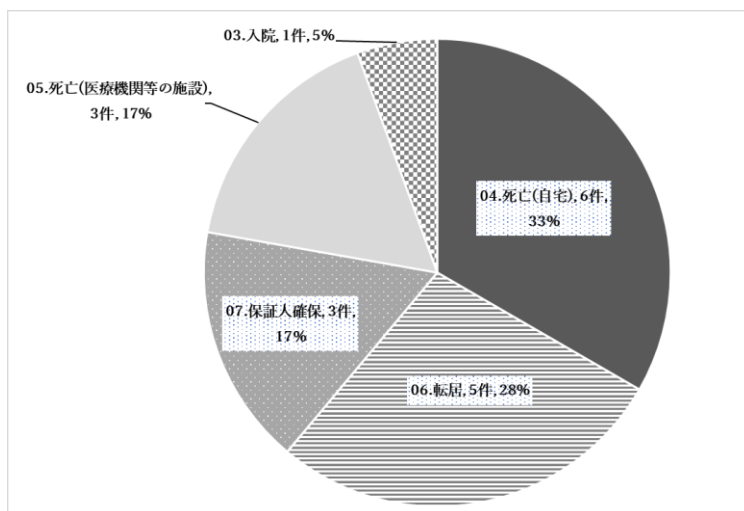
⑤ 支援者の有無

支援者の有無	利用者数
01.支援者あり	244
02.支援者なし	119
総計	363



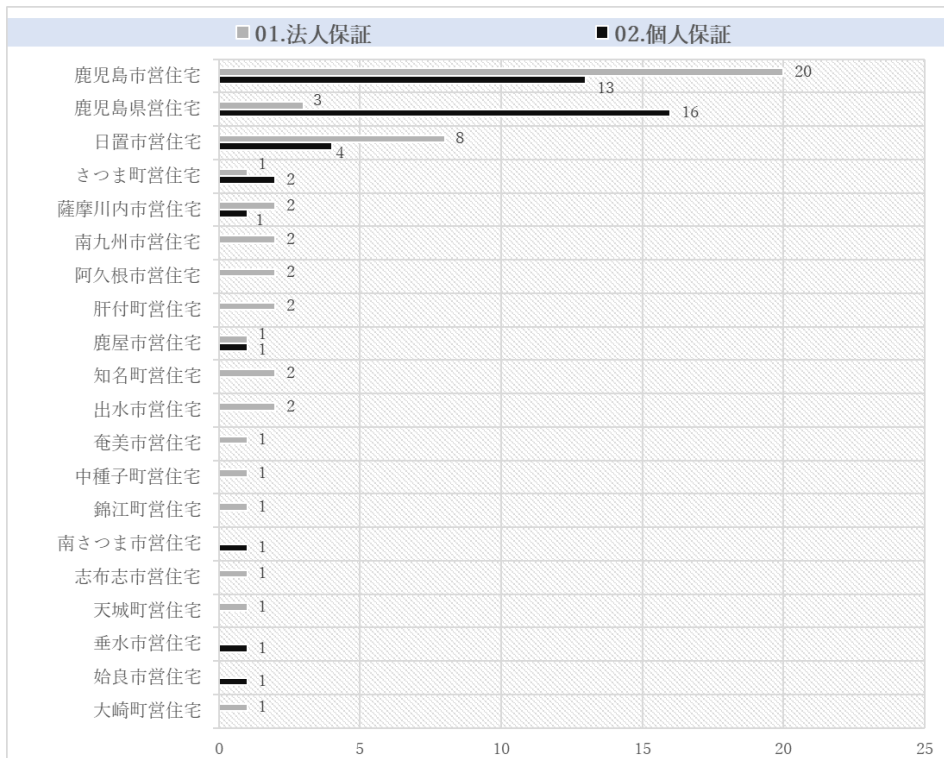
⑥ 解約の件数とその理由

解約理由	解約件数
04.死亡(自宅)	6
06.転居	5
07.保証人確保	3
05.死亡(医療機関等の施設)	3
03.入院	1
総計	18

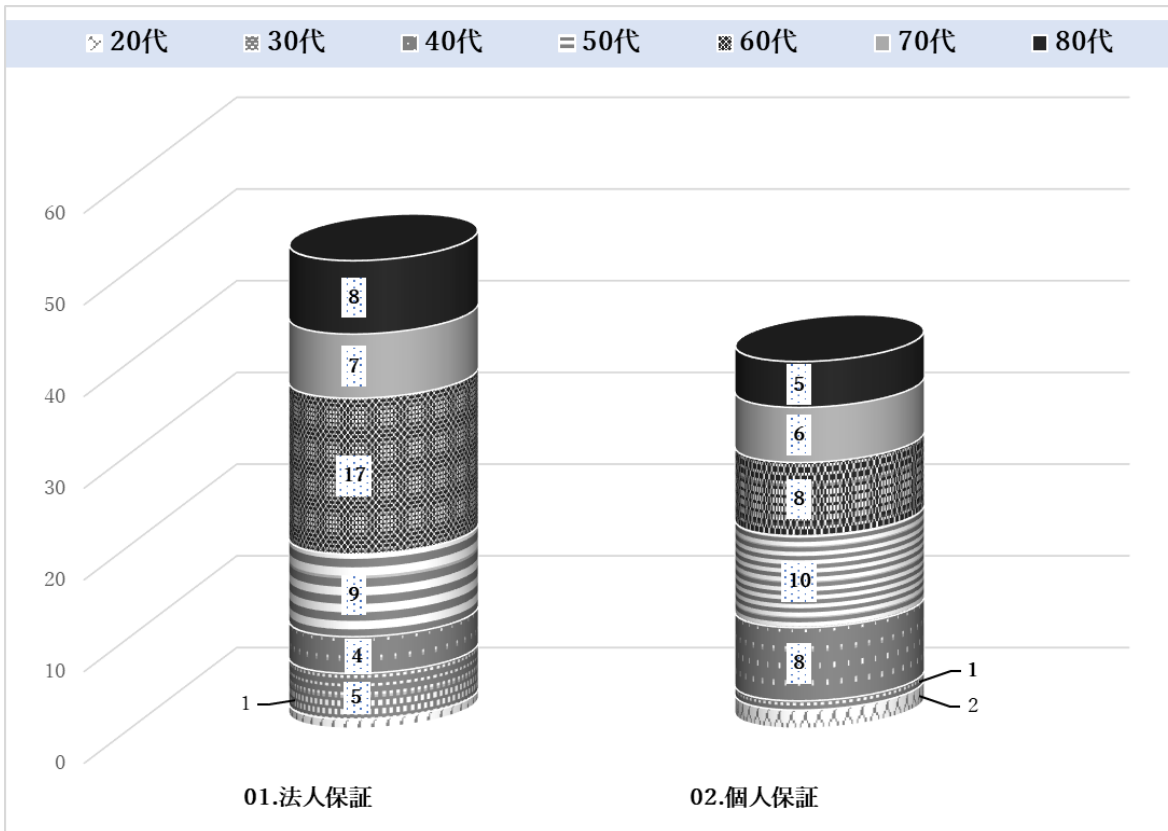


⑥公営住宅の利用件数と保証の種類

入居先公営住宅	個人保証件数	法人保証件数	総計
鹿児島市営住宅	13	20	33
鹿児島県営住宅	16	3	19
日置市営住宅	4	8	12
薩摩川内市営住宅	1	2	3
さつま町営住宅	2	1	3
肝付町営住宅	0	2	2
出水市営住宅	0	2	2
阿久根市営住宅	0	2	2
知名町営住宅	0	2	2
鹿屋市営住宅	1	1	2
南九州市営住宅	0	2	2
天城町営住宅	0	1	1
奄美市営住宅	0	1	1
大崎町営住宅	0	1	1
志布志市営住宅	0	1	1
始良市営住宅	1	0	1
垂水市営住宅	1	0	1
南さつま市営住宅	1	0	1
錦江町営住宅	0	1	1
中種子町営住宅	0	1	1
総計	40	51	91



保証区分	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	総計
01.法人保証	1	5	4	9	17	7	8	51
02.個人保証	2	1	8	10	8	6	5	40
総計	3	6	12	19	25	13	13	91



【利用者の入居を支援する事業】

2021年度、薩摩川内市社会福祉協議会・垂水市社会福祉協議会・社会福祉法人たちばな会住まいサポートセンター霧島・知名町及び知名町社会福祉協議会と「地域ふくし連帯保証」に関する協定を締結することができた。

さらに、『やどかり住まい安心システム「すまほっと」(賃貸借契約の解除に関する停止条件付委任契約及び停止条件付贈与契約，死後の賃貸借契約の解除に関する委任契約及び死因贈与契約)』(～その他の資料～⑦やどかり住まい安心システム「すまほっと」参照)を導入し，死亡や失踪時の賃貸借契約の解除，残置物の処分についての対応を明確にし，入居者・不動産事業者・連帯保証人が安心して住める，貸せる取組みを行っている。

【利用者の社会生活を支援する事業】

利用者の入居後の生活管理や健康管理，就労等について，支援者や医療・福祉関係機関，行政等と連携して生活支援につなげた。また，水道光熱費などの滞納や失踪，死亡による事後対応を専門相談員や支援者，不動産事業者，行政等と連携して行った。さらに，「やどかりライフ」という互助する暮らし方を提案し，『当事者主体の居住支援』，つまり利用者同士や利用者以外の当事者が互いに「つながり」あい，支えあい，助けあうことで，社会

における「つながり」と「役割」を持って、豊かで安定した生活が送れるような支援を促進した。

【協定締結一覧】

公営住宅における連帯保証の提供に関する協定を締結した自治体	2020年 10月	鹿児島市	
	2021年 2月	さつま町	
	2021年 3月	薩摩川内市	
	2021年 12月	鹿児島県	
	2022年 1月	鹿屋市	
当該市町村内における居住支援の推進に関する協定を締結した自治体	2019年 10月	瀬戸内町	同町社会福祉協議会との三者間協定
	2021年 3月	垂水市	同町社会福祉協議会との三者間協定
	2021年 6月	知名町	同町社会福祉協議会との三者間協定
地域における居住支援の推進に関する協定を締結した民間団体	2019年 1月	あおぞらケアグループ	
	2019年 3月	社会福祉法人落穂会	地域を限定した（鹿児島市皆与志町、岡之原町、吉田町、川上町）協定締結
	2019年 10月	社会福祉法人瀬戸内町社会福祉協議会	自治体との三者間協定
	2019年 12月	社会福祉法人恩賜財団済生会鹿児島地域福祉センター	
	2020年 2月	社会福祉法人南恵会	
	2020年 9月	社会福祉法人鹿屋市社会福祉協議会	民生委員児童委員協議会との連携による支援
	2021年 4月	社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会	市民後見人養成講座修了生等のボランティアとの連携による支援
	2021年 5月	社会福祉法人垂水市社会福祉協議会	自治体との三者間協定
2021年 6月	社会福祉法人たちばな会住まいサポートセンター霧島		

	2021年 6月	社会福祉法人知名町社会福祉協議会	自治体との三者間協定
--	-------------	------------------	------------

(2) 特定非営利活動に係る事業のうち、相談支援事業の経営および障害福祉サービス事業の経営

【指定相談支援事業】

指定計画相談支援事業では、障害福祉サービスの利用を希望される障害のある方（以下、利用者）の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ちながら、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮するとともに、利用者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に障害福祉サービスが提供されるよう配慮して業務を行っています。

(3) 特定非営利活動に係る事業のうち、社会的困難を抱える人々や障害者福祉に関する普及啓発事業

【普及啓発事業】

不動産オーナーの方々に対し、地域ふくし連帯保証への理解・協力を得るために講演活動を行った。また、地域福祉の担い手と連携するための「地域ふくし連帯保証に関する協定」の普及活動を行った。2021年3月末現在までに、鹿屋市社会福祉協議会、垂水市と協定を締結した。

2. 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業のうち、住まい確保に関する支援事業

(ア)

事業名：地域ふくし連携型連帯保証提供事業（地域ふくし連帯保証）

事業内容：低廉な利用料で、利用者の住居の賃貸借契約の連帯保証人となるもしくは連帯保証人を提供する事業

実施場所：鹿児島県内

実施時期：通年継続

従事人数：8名

対象者：既存利用者 276名、新規利用者 118名、合計 394名

(イ)

事業名：利用者の賃貸住宅への入居を支援する事業

事業内容：利用者が賃貸住宅に入居することを支援するため、情報を提供するなど、ス

ムーブな住まい確保に至るよう相談支援を行う事業

実施場所：鹿児島県内

実施時期：通年継続

従事人数：8名

対象者：118名

(ウ)

事業名：利用者の社会生活を支援する事業

事業内容：利用者が賃貸住宅に入居した後、社会的に孤立することなく、豊かな人間関係とつながりの中で生活できるよう援助を行う事業

実施場所：鹿児島県内

実施時期：通年継続

従事人数：8名

対象者：394名

(エ)

事業名：利用者相互の交流事業

事業内容：利用者が賃貸住宅に入居した後、社会的に孤立することなく、豊かな人間関係とつながりの中で生活できるよう利用者相互の交流を行う事業

実施場所：鹿児島県内

実施時期：通年継続

従事人数：4名

対象者：70名（やどかりライフ参加者）

(2) 特定非営利活動に係る事業のうち、相談支援事業の経営および障害福祉サービス事業の経営

(ア)

事業名：相談支援事業（指定特定相談支援事業）

事業内容：障害・難病等の社会生活上の困難を抱えている人々に対し、障害福祉サービス事業のうち、相談支援を実施する事業

実施場所：鹿児島県内

実施時期：通年継続

従事人数：5名

対象者：901名

(イ)

事業名：相談支援事業（一般相談支援における地域移行、地域定着支援事業）

事業内容：障害者総合法に基づき、1年以上の長期に渡る入院・入所者を地域へ移行させる事業

実施場所：鹿児島県内

実施時期：通年継続

従事人数：5名

対象者：50名

(ウ)

事業名：障害者総合支援法に基づく自立生活援助事業

事業内容：居宅において単身等で生活する障害のあるものに対し、定期的な巡回訪問または随時相談など自立生活を送るために必要な援助を行う事業

実施場所：鹿児島県内

実施時期：通年継続

従事人数：5名

対象者：20名

(3) 特定非営利活動に係る事業のうち、社会的困難を抱える人々や障害者福祉に関する普及啓発事業

事業名：普及啓発事業

事業内容：特定非営利活動にかかる事業の充実を図るため、ホームページ開設や会員への研修、講演会事業、特定非営利活動にかかる事業への理解と協力を得るための市民に対する啓発事業、社会的困難を抱える人々に対する支援や障害者支援を目的とする関係機関との連携会議等を実施する事業

実施場所：鹿児島県内

実施時期：通年継続

従事人数：7名

対象者：14名

(4) その他の事業

事業名：物品の販売や出版・福祉に関する研究事業

事業内容：特定非営利活動にかかる事業の充実を図るための物品販売や出版・福祉に関する研究事業を行う

実施場所：鹿児島県内

実施時期：通年継続

従事人数：0名

対象者：0名

令和3年度NPO法人やどかりサポート鹿児島^の保証事故費一覧

日付	No.	内訳	保証事故費
2021/4/8	192	水道代滞納	¥ 3,000
2021/4/19	73	原状回復費	¥ 77,395
2021/5/10	192	水道代滞納	¥ 3,000
2021/5/17	378	水道代滞納	¥ 4,000
2021/6/16	502	家賃滞納	¥ 31,500
		水道代滞納	¥ 2,000
2021/6/26	435	残置物撤去費	¥ 30,373
2022/6/26	84	原状回復費	¥ 128,000
2021/7/5	500	家賃滞納	¥ 20,800
2021/7/14	85	残置物撤去費	¥ 128,700
2021/7/16	114	残置物撤去費	¥ 51,700
2021/7/16	440	家賃滞納	¥ 132,000
2021/7/16	378	水道代滞納	¥ 4,000
2021/8/2	500	家賃滞納	¥ 20,800
2021/8/4	248	家賃滞納	¥ 31,600
2021/8/13	114	原状回復費	¥ 23,000
2021/8/18	85	原状回復費	¥ 45,740
2021/8/25	463	遺品整理代	¥ 15,950
2021/9/27	463	原状回復費	¥ 110,000
2021/11/26	431	家賃滞納	¥ 76,000
		共益費滞納	¥ 4,000
		水道代滞納	¥ 8,000
2021/12/2	494	家賃滞納	¥ 18,900
2021/12/15	287	水道代滞納	¥ 4,800
2021/12/15	378	更新料滞納	¥ 11,000
2022/1/17	402	原状回復費	¥ 76,253
2022/1/20	469	水道代	¥ 2,964
2022/1/31	31	残置物撤去費	¥ 29,923
2022/1/31	469	残置物撤去費	¥ 22,876
2022/2/2	31	原状回復費	¥ 46,150
2022/2/10	469	原状回復費	¥ 41,880
		水道代	¥ 2,964
2022/2/17	287	水道代滞納	¥ 4,800
2022/2/18	469	水道代	¥ 1,511
2022/2/21	569	家賃滞納	¥ 32,000
2022/2/28	281	残置物撤去費	¥ 79,200
2022/3/7	562	家賃滞納	¥ 19,700
2022/3/10	569	家賃滞納	¥ 32,000
合計（2021年度保証事故費）			¥ 1,378,479
累計（2007年設立～2021年度までの保証事故費）			¥ 6,374,698

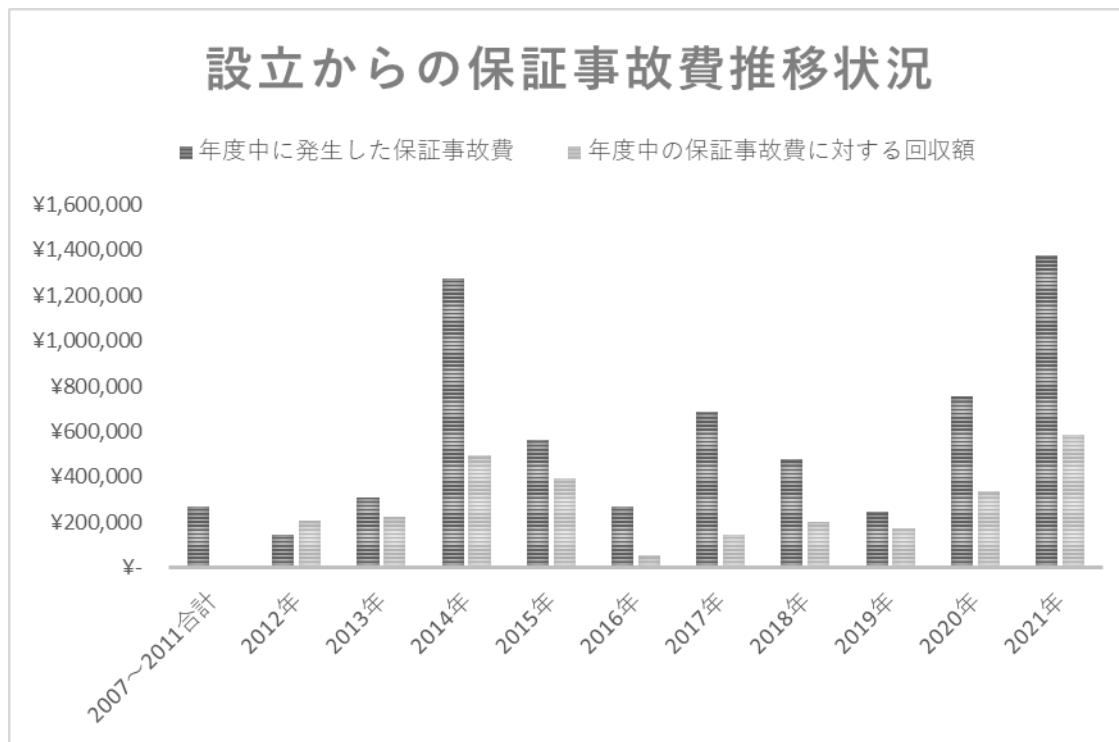
※2021年度総会資料には、保証事故費累計（2007年設立～2020年度までの保証事故費）5,814,947円としていたが、2021年度行った精査の結果、2007年設立～2020年度までの保証事故費累計は4,996,219円となったため、今年度より修正する。

令和3年度NPO法人やどかりサポート鹿児島島の保証事故費に対する回収状況

日付	No.	金額
2021/4/5	192	¥ 6,890
	149	¥ 10,250
2021/4/30	192	¥ 6,890
	181	¥ 1,000
2021/5/14	378	¥ 4,000
2021/6/4	192	¥ 6,890
2021/6/17	502	¥ 34,160
2021/7/15	378	¥ 4,000
2021/8/13	440	¥ 132,000
2021/8/17	85	¥ 99,000
2021/9/1	114	¥ 22,945
2021/9/3	463	¥ 10,800
2021/9/6	463	¥ 300
2021/9/13	500	¥ 20,800
2021/10/15	181	¥ 10,000
2021/11/5	408	¥ 5,000
2021/11/13	500	¥ 20,800
2021/11/29	408	¥ 5,000
2021/12/17	181	¥ 10,000
2022/12/28	181	¥ 24,484
2022/1/14	378	¥ 11,070
2022/2/4	181	¥ 20,000
2022/2/7	85	¥ 30,000
2022/2/15	181	¥ 40,000
2022/3/4	85	¥ 15,170
2022/3/8	562	¥ 19,700
2022/3/16	287	¥ 12,220
合計（2021年度保証事故費回収額）		¥ 583,369

設立からの保証事故費推移状況

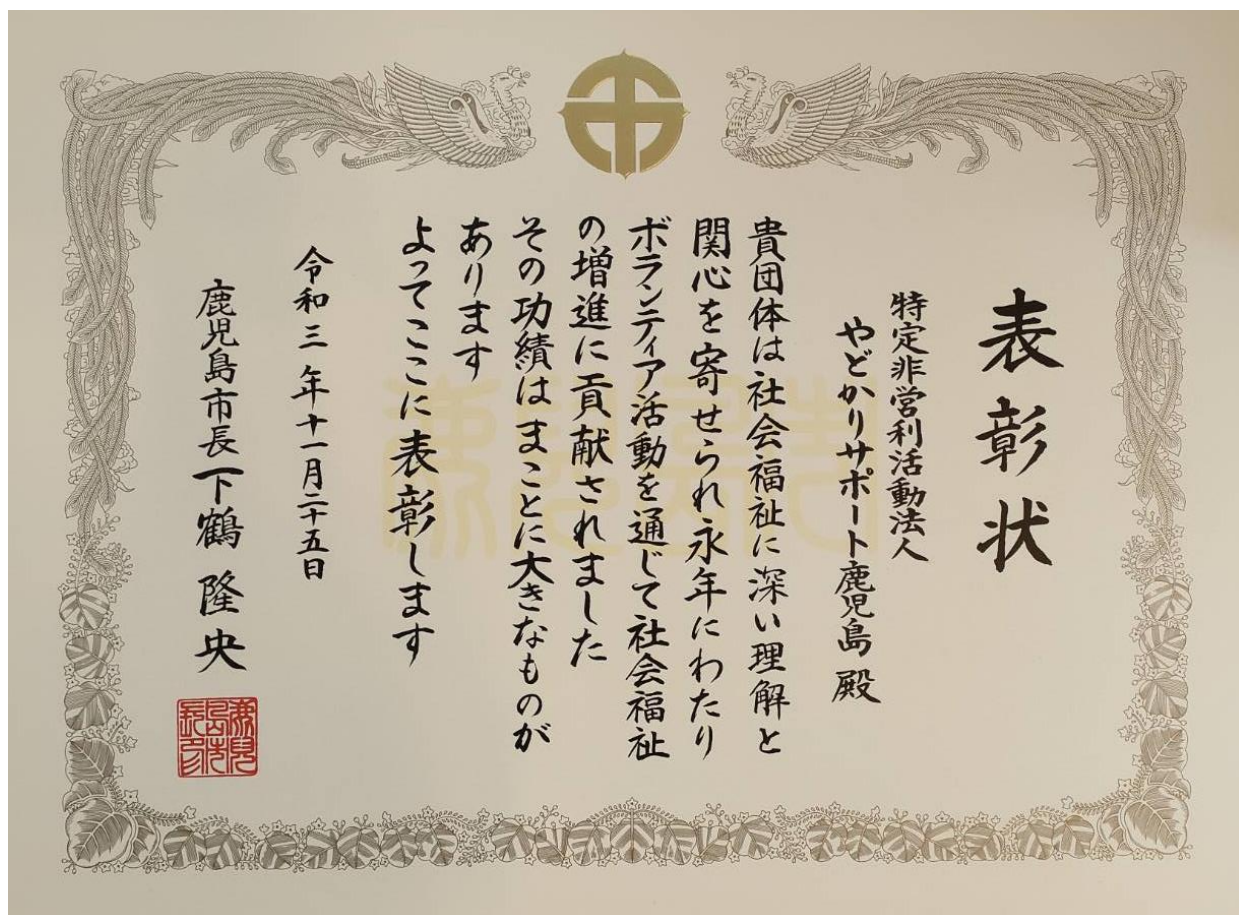
年度	年度中に発生した保証事故費	年度中の保証事故費に対する回収額
2007～2011合計	¥ 268,338	
2012年	¥ 145,115	¥ 206,010
2013年	¥ 306,551	¥ 224,450
2014年	¥ 1,271,885	¥ 495,218
2015年	¥ 565,511	¥ 395,648
2016年	¥ 270,408	¥ 52,400
2017年	¥ 684,734	¥ 146,834
2018年	¥ 480,204	¥ 203,968
2019年	¥ 246,669	¥ 175,509
2020年	¥ 756,804	¥ 337,356
2021年	¥ 1,378,479	¥ 583,369
合計	¥ 6,374,698	¥ 2,820,762
保証事故費に対する回収率		44.2%



令和3年度の受賞について

1. 鹿児島市社会福祉功労者表彰

当法人の活動が「ボランティア活動を通じて社会福祉の増進に貢献」したとして、鹿児島市社会福祉功労者表彰をいただきました。



2. 愛の一元塔募金贈呈

鹿児島市地域婦人会連絡協議会，鹿児島市 PTA 連合会，鹿児島市社会事業協会が行っている愛の一元塔募金の贈呈をいただきました。



令和3年度 「共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業」 活動報告書

国土交通省の補助を受け「共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業」を実施しました。

1. 「地域ふくし連帯保証」における入居前の支援

① 実施概要

「支援者」とともに、利用者の入居に向けた支援を行いました。具体的には、物件探し、契約の補助、入居後の安定した生活のための「支援計画」の立案等を行いました。「支援者」がいない利用者からの相談については、やどかりが「支援者」を紹介したり、いっしょに「支援者」をさがしたりして、「地域ふくし連帯保証」を利用して連帯保証が提供できるよう、コーディネートを行いました。

② 結果

年度中に122名の入居先を確保(内 118 名が地域ふくし連帯保証を利用)することができました。(ただし、左の数字は2021年度通年の数字であり、本事業の対象となる期間が異なるため、本事業の対象者はこの内数となります。)

2. 「地域ふくし連帯保証」における入居後の支援

「地域ふくし連帯保証」における入居後の居住支援は、原則として「支援者」が行いますが、やどかりも支援の内容についてスーパーバイズしたり、場合によっては直接支援を行ったりしました。また、近隣とのトラブル、退去、死亡等連帯保証人として対応が必要なケースにおいては、当然のことながら、連帯保証人として対応を行いました。さらに困難事例については、司法書士・社会福祉士等の専門家がアウトリーチを行いました。

3. シンポジウムの開催(鹿児島県居住支援協議会との共催)

① 実施概要

令和4年1月24日にオンラインにて開催しました(現地参加とオンライン参加のハイブリッド開催の予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の蔓延を鑑み、オンラインのみの開催となりました)。

居住支援の取組の輪が鹿児島県に広がりつつありますが、住宅の確保に困っている方々が未だ県内に多数存在する中、住宅と福祉の連携事例から、鹿児島県の居住支援の展望を考えました。

② 結果

本シンポジウムでは、117名の申込みをいただきました。

基調講演「高齢化社会と賃貸住宅から R65 の取り組み～」では、山本遼氏(株式会社 R65 代表取締役)より、不動産事業者の最先端の居住支援における取組みの紹介がありました。

また、パネルディスカッション「鹿児島県の居住支援、これからの展望」では、鹿児島県の課題やあるべき方向性について、闊達な議論がなされました。

居住支援シンポジウム
かごしまの居住支援
これからの展望
～地域ふくし連携保証との連携～

日時：令和4年
1月24日(月)
13:30～16:45
会場：サンロイヤルホテル
2階 間隔の間
鹿児島市与次郎1-8-10
※YouTube オンライン視聴も可能

参加費：無料

カリキュラム

開会 あいさつ

基調講演
「高齢化社会と賃貸住宅～R65の取り組み～」
・山本 遼 氏 (株式会社R65 代表取締役)

「薩摩川内市の取り組みについて」
・有馬 貴仁 氏 (薩摩川内市建設部長)

休憩

「地域ふくし連携保証との連携について」
・野田 隆彦 氏 (鹿児島県住宅政策課 社会福祉士)
・大塚 隆彦 氏 (鹿児島県住宅政策課 社会福祉士)

パネルディスカッション
「鹿児島県の居住支援、これからの展望」
●コーディネーター
・野田 隆彦 氏 (NPO法人やどかりサポート鹿児島 理事長)
●パネリスト
・山本 遼 氏 (株式会社R65 代表取締役)
・有馬 貴仁 氏 (薩摩川内市建設部長 社会福祉士)
・野田 隆彦 氏 (鹿児島県住宅政策課 社会福祉士)
・大塚 隆彦 氏 (鹿児島県住宅政策課 社会福祉士)
・中道 ゆたか 氏 (建設業 実業アドバイザー)

閉会

基調講演
株式会社R65 代表取締役
山本 遼 氏
R65不動産を立ち上げたのは、小さい頃見たカッコいいお母様の経営が、全部おかげでした。私の地位はだんだんと尊敬まで、自分の雇用で働き、高齢者と呼ばれる年齢でも、自分らしく独立した暮らしを送っていました。そんなお母の、自分らしく生きていく姿に、「高齢者でも人間可能な賃貸住宅を。」という思いが芽生え、R65不動産を始めました。

お問合わせ
鹿児島県居住支援協議会
事務局(公財)鹿児島県住宅・建築総合センター
☎090-224-4543 ✉kakaku@kagaku.jp

主催：鹿児島県居住支援協議会、NPO法人やどかりサポート鹿児島
お申込み方法は裏面へ

共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業
(鹿児島県居住支援協議会委託事業)

令和3年度 鹿児島あんしん居住サポート事業
活動報告書

1. 居住支援に関する相談窓口

鹿児島県居住支援協議会からの委託を受けて、2021年4月1日から2022年2月28日の間、月～金曜日の週5回、居住支援の相談窓口を設置し、居住支援に関する相談を担いました。期間中の相談実績については以下の通りです。

【相談実績 2021年4月1日～2022年2月28日(鹿児島あんしん居住サポート事業期間)】

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計		
相談日数		21	18	22	20	19	20	21	20	20	19	18	218		
相談総件数(①+②)		34	40	31	26	31	47	30	23	27	44	26	359		
①新規相談件数(a+b)		34	36	26	26	30	47	28	21	25	42	23	338		
a) 代表電話着信		34	36	5	26	29	46	28	21	25	41	23	314		
b) フリーダイヤル着信		0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	3		
②継続相談件数(c+d)		0	4	5	0	1	0	2	2	2	2	3	21		
c) 代表電話着信		0	4	5	0	1	0	2	2	2	2	3	21		
d) フリーダイヤル着信		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
性別	男性	19	25	15	12	18	25	20	15	15	16	15	195		
	女性	13	13	9	11	7	14	8	8	11	23	9	126		
	不明	2	2	2	3	6	8	2	0	1	5	2	33		
種別	障害者	13	15	11	1	8	15	9	10	9	15	11	117		
	高齢者	9	6	5	6	6	6	4	2	5	5	3	57		
	生活困窮者(生活保護受給者を含む)	7	4	4	6	4	3	2	1	4	2	2	39		
	ホームレス生活者	2	5	5	2	4	7	3	2	2	2	0	34		
	刑余者	0	2	2	0	0	1	1	1	3	2	2	14		
	外国人	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	3		
	コロナ被災者	0	3	0	0	1	0	0	0	0	1	0	5		
	その他	3	4	4	11	8	14	10	7	4	17	8	90		
連絡者	本人・賃借人・支援対象者	13	17	14	11	10	14	12	9	10	22	8	140		
	支援者も含めた本人の代理人	16	18	10	10	19	31	12	8	10	10	10	154		
	行政	3	2	6	3	2	1	5	5	7	8	6	48		
	不動産事業者	2	3	0	2	0	1	1	0	0	1	1	11		
	賃貸人	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	4		
	その他	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2		
住宅確保	結果	住宅確保	7	9	8	8	7	11	9	14	15	9	8	105	
		(内、やどかり利用)	6	9	6	8	7	11	8	14	15	9	8	101	
		(内、公営住宅)	2	4	1	0	2	2	3	4	2	4	3	27	
	種別	障害者	3	2	4	5	2	4	3	9	5	5	4	46	
		高齢者	3	1	0	1	3	2	2	2	1	2	0	17	
		生活困窮者(生活保護受給者を含む)	0	3	0	0	1	0	0	1	4	1	0	10	
		ホームレス生活者	1	0	3	0	1	4	3	1	3	1	1	18	
		刑余者	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	2	5	
		外国人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		コロナ被災者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		その他	0	1	1	2	0	1	1	1	1	1	0	1	9

2021年度全体の相談実績及び相談結果分析についても参考までに掲載いたします。

【相談実績 2021年4月1日～2022年3月31日(2021年度全体)】

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
	相談日数	21	18	22	20	19	20	21	20	20	19	18	22	240	
	相談総件数(①+②)	34	40	31	26	31	47	30	23	27	44	26	33	392	
	①新規相談件数(a+b)	34	36	26	26	30	47	28	21	25	42	23	28	366	
	a) 代表電話着信	34	36	5	26	29	46	28	21	25	41	23	26	340	
	b) フリーダイヤル着信	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	2	5	
	②継続相談件数(c+d)	0	4	5	0	1	0	2	2	2	2	3	5	26	
	c) 代表電話着信	0	4	5	0	1	0	2	2	2	2	3	5	26	
	d) フリーダイヤル着信	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
性別	男性	19	25	15	12	18	25	20	15	15	16	15	16	211	
	女性	13	13	9	11	7	14	8	8	11	23	9	12	138	
	不明	2	2	2	3	6	8	2	0	1	5	2	5	38	
種別	障害者	13	15	11	1	8	15	9	10	9	15	11	16	133	
	高齢者	9	6	5	6	6	6	4	2	5	5	3	4	61	
	生活困窮者(生活保護受給者を含む)	7	4	4	6	4	3	2	1	4	2	2	3	42	
	ホームレス生活者	2	5	5	2	4	7	3	2	2	2	0	1	35	
	刑余者	0	2	2	0	0	1	1	1	3	2	2	2	16	
	外国人	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	3	
	コロナ被災者	0	3	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	5	
	その他	3	4	4	11	8	14	10	7	4	17	8	7	97	
連絡者	本人・貸借人・支援対象者	13	17	14	11	10	14	12	9	10	22	8	12	152	
	支援者も含めた本人の代理人	16	18	10	10	19	31	12	8	10	10	10	15	169	
	行政	3	2	6	3	2	1	5	5	7	8	6	3	51	
	不動産事業者	2	3	0	2	0	1	1	0	0	1	1	2	13	
	貸借人	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	1	5	
	その他	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	
住宅確保	結果	住宅確保	7	9	8	8	7	11	9	14	15	9	8	17	122
		(内、やどかり利用)	6	9	6	8	7	11	8	14	15	9	8	17	118
		(内、公営住宅)	2	4	1	0	2	2	3	4	2	4	3	6	33
	種別	障害者	3	2	4	5	2	4	3	9	5	5	4	10	56
		高齢者	3	1	0	1	3	2	2	2	1	2	0	3	20
		生活困窮者(生活保護受給者を含む)	0	3	0	0	1	0	0	1	4	1	0	1	11
		ホームレス生活者	1	0	3	0	1	4	3	1	3	1	1	1	19
		刑余者	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	2	2	7
		外国人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		コロナ被災者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	1	1	2	0	1	1	1	1	1	0	1	9

次頁に、2021年4月1日から2022年3月31日の期間で住宅確保につながった方の相談の概要について紹介いたします。

No.	性別	年齢	主訴	種別	公営住宅	審査通過日	備考
1	男	50代	通院先の近くに住みたいので転居をしたいが保証人がいない。	精神障がい者		2021-04-01	
2	女	50代	住宅扶助の上限より1万円以上高い物件に住んでいるため、生活保護課から転居を進められているが、保証人がいない。	精神障がい者		2021-04-01	
3	女	60代	現住居が古いので転居をしたいが、保証人を頼める人がいない。	高齢者		2021-04-11	やどかりライフ
4	女	80代	市営住宅に住みたいが、連帯保証人がいない。	高齢者	南九州市営住宅	2021-04-19	
5	男	70代	大家から退去通告を受けて4月中に市営住宅に転居したいが、保証人がいない。	高齢者	薩摩川内市営住宅	2021-04-27	
6	男	60代	家主から転居するよう言われ通院先へ近いところに転居したいが保証人がいない	生活困窮者		2021-05-06	
7	男	20代	彼女の家を追い出されて住居がなく、市営住宅への入居を検討しているが保証人がいない。	生活困窮者	日置市営住宅	2021-05-06	
8	女	50代	後見人を受任している方が、鹿児島市営住宅に当選したが連帯保証人がいない。やどかりを利用したい。	身体障がい者	鹿児島市営住宅	2021-05-06	
9	男	70代	市営住宅の契約したいが、相続人もおらず、やどかりに連帯保証をしてほしい。	高齢者	鹿児島市営住宅	2021-05-06	
10	男	30代	シェルター利用中の方が、保証人がおらずやどかり利用を希望されている。物件についても紹介して欲しい。	その他		2021-05-14	やどかりライフ
11	男	80代	更生保護施設退所後の住居について保証人がいないため、やどかりにお願いしたい。	高齢者		2021-05-16	
12	女	30代	市営住宅に入居したいが保証人がいない。	精神障がい者	鹿児島市営住宅	2021-05-16	
13	男	50代	更生保護施設退所後、GHIに入居したいが保証人がいない。	刑余者		2021-05-16	
14	男	40代	介護施設の社宅に入居するためやどかりに保証人になってほしい	元ホームレス生活者		2021-05-16	やどかりライフ
15	男	70代	転居したいが保証人を頼める人がいないのでやどかりを利用したい	高齢者		2021-05-25	
16	女	80代	市営住宅に当選したが保証人がいない	高齢者	鹿児島市営住宅	2021-06-03	
17	女	60代	立退で転居をしたいが、保証人がいない。	高齢者		2021-06-07	
18	男	50代	現住居が老朽化で転居を考えているが保証人がいない。	身体障がい者		2021-06-13	
19	男	40代	家賃の滞納により、前の家を退去になってしまい、現在帰る家がない方が生活保護の申請に来ている。やどかりの個室シェルターを利用できるか？	元ホームレス生活者		2021-06-20	やどかりライフ
20	男	30代	家族間のトラブルから本人がGHへの転居を希望しているが、保証人がいない。	知的障がい者		2021-06-28	
21	男	40代	住居のない方が生活保護の申請に来ている。所持金もない状態なのだが、個室シェルターが利用できるか？	元ホームレス生活者		2021-06-29	やどかりライフ
22	男	60代	市営住宅に住みたいが連帯保証人がいないため、やどかりを利用したい。	精神障がい者	鹿児島市営住宅	2021-07-07	
23	男	70代	保証人がいなくて退院後の住居が決まらないため保証人になってほしい	高齢者		2021-07-07	
24	女	80代	現住居の所有者が変更になったことで連帯保証人が必要になったため、やどかりを利用したい。	高齢者		2021-07-15	
25	女	50代	現住居の家賃を滞納して退去の話が出ているため、安い物件に転居したい。	ひとり親、子育て世帯		2021-07-15	やどかりライフ
26	男	60代	現在住んでいる市営住宅の連帯保証人がいない。	精神障がい者	鹿児島市営住宅	2021-07-15	
27	女	10代	現在シェルター入居中。住居確保のため相談したい。	DV被害者		2021-07-22	やどかりライフ
28	女	20代	友人宅から出て一人暮らしをしたいが、保証人がいない。	精神障がい者		2021-07-25	
29	男	70代	中央署にて逮捕された方が釈放になったのだが、帰る先がなくどうしようもない状態。シェルターを利用できるだろうか？	高齢者		2021-07-26	やどかりライフ
30	女	20代	現住居の周辺環境が良くないため転居したいが保証人がいない	精神障がい者		2021-07-27	
31	女	70代	現住居の老朽化により退去予告を受けたが、転居先の保証人がいないためやどかりを利用したい。	高齢者		2021-08-01	やどかりライフ
32	男	80代	県営住宅に転居したいが保証人がいない	高齢者	鹿児島県営住宅	2021-08-05	
33	男	20代	祖母宅を出て一人暮らしをしたいが保証人がいない	元ホームレス生活者		2021-08-05	やどかりライフ
34	女	70代	小さなブティックを経営していたがコロナ感染症により客が激減。また、現在の住居も退去しなければならない。やどかりを利用したいがどうしたらよいか。	高齢者		2021-08-08	やどかりライフ
35	男	40代	部屋がゴミ屋敷状態になるまで体調が崩れたため、GHIに入居したいが保証人がいない。	精神障がい者		2021-08-10	
36	男	30代	現住居の家賃を滞納しているため退去しなければならない。転居先の連帯保証人がいない。	精神障がい者		2021-08-11	
37	男	50代	市営住宅へ転居したいが保証人がいない	生活困窮者	日置市営住宅	2021-08-12	

No.	性別	年齢	主訴	種別	公営住宅	審査通過日	備考
38	女	40代	ホームレス状態の母子が生活保護申請に来ている。シェルター利用とその後の住宅支援をお願いしたい。	元ホームレス生活者		2021-09-07	やどかりライフ
39	男	60代	末期がんのためいちき串木野市の病院に入院していたが、兄から金銭管理をされそうになり病院を抜け出しホームレスとなった。今後は鹿児島市で地域生活をしたい。保証人もいないのでやどかりを利用したい。	元ホームレス生活者		2021-09-07	やどかりライフ
40	女	70代	家賃滞納のため家賃保証会社から出ていくと言われていたが保証人がいないため部屋が見つけれない	高齢者		2021-09-09	やどかりライフ
41	男	50代	支えあう会シェルター利用中の方の住居確保のためやどかり利用したい	元ホームレス生活者		2021-09-09	やどかりライフ
42	男	50代	住んでいるアパートの家賃が高いので市営住宅に転居したいが保証人がいない	その他	薩摩川内市営住宅	2021-09-16	
43	男	70代	3人世帯から転居し一人暮らしをしたいが保証人がいない	高齢者	肝付町営住宅	2021-09-16	
44	男	40代	退院後の住居がないため、住居確保の支援をしてもらえないか。	精神障がい者		2021-09-16	やどかりライフ
45	男	50代	入院中の方の退院後、入居先GHの保証人がいないためやどかりを利用したい	精神障がい者		2021-09-16	
46	男	50代	現住居の取り壊しで転居しなければならなくなったが、連帯保証人がいない。	精神障がい者		2021-09-21	
47	男	30代	大家とトラブルになり鹿児島から熊本へ行き路上生活になった方が鹿児島で転居される場合の居住支援をお願いしたい	精神障がい者		2021-09-21	やどかりライフ
48	男	30代	入居先の保証人がいない。	元ホームレス生活者		2021-09-30	やどかりライフ
49	男	40代	住宅を失ってしまいホームレス状態の方がいる。やどかりのシェルターを利用できるか。また住宅支援をお願いしたい。	元ホームレス生活者		2021-10-05	やどかりライフ
50	男	70代	自宅が取り壊しになるため転居したいが保証人がいないのでやどかり利用したい	高齢者		2021-10-10	
51	男	50代	屋久島より鹿児島に来て、生活保護を申請希望の方がいる。住居がないためシェルターを利用したい。	元ホームレス生活者		2021-10-10	やどかりライフ
52	女	40代	転居先を探しに行ったら先にやどかりの審査を通すよう言われたのでやどかり利用申込したい	精神障がい者		2021-10-12	
53	女	80代	入院中の方、退院後町営住宅での生活を希望されているが保証人がいない	高齢者	天城町営住宅	2021-10-14	
54	女	60代	住んでいる町営住宅の保証人が亡くなったためやどかりに保証人になってほしい	高齢者	鹿児島県営住宅	2021-10-19	
55	女	10代	義父からの心理的虐待により今後は一人暮らしを検討している方の相談を受けている。やどかりのシェルターを利用することが出来るか。	DV被害者		2021-10-24	
56	男	70代	妻が亡くなった事で名義変更をしなければならなくなったが、連帯保証人がいない。	高齢者	鹿児島市営住宅	2021-10-31	やどかりライフ
57	男	50代	現在入院中の方、これまで住んでいた家に帰りたいと言っている。やどかりのシェルターを利用することが出来るか。	元ホームレス生活者		2021-11-02	やどかりライフ
58	男	30代	県外より鹿児島に戻ってきたが住む家がない。以前やどかりにお世話になったので、今回もお願いしたい。	知的障がい者		2021-11-04	
59	女	20代	母子寮から一般住宅へ移る際の連帯保証人がいないためやどかりを利用したい	知的障がい者		2021-11-07	
60	男	60代	現住居の連帯保証人が辞めたいと言っており保証人がいなくなってしまうのでやどかりを利用したい	知的障がい者		2021-11-10	やどかりライフ
61	男	50代	市営住宅に転居したいが保証人がいないのでやどかり利用したい。	ひとり親、子育て世帯	鹿児島市営住宅	2021-11-14	やどかりライフ
62	男	50代	現住居の取り壊しで転居しなければならぬのでやどかりを利用したい。	精神障がい者	志布志市営住宅	2021-11-18	
63	男	70代	家賃滞納で退去をしなければならぬが、保証人がいない。	高齢者		2021-11-18	
64	男	50代	福山病院入院中の方の退院後の住居の保証人がいないのでやどかり利用したい	精神障がい者		2021-11-18	
65	男	60代	市営住宅の連帯保証人がいなくなるのでやどかりを利用したい	生活困窮者	鹿児島市営住宅	2021-11-21	やどかりライフ
66	男	60代	市営住宅に転居したいが保証人がいない。	身体障がい者	鹿児島市営住宅	2021-11-23	やどかりライフ
67	男	50代	自分の部屋を見つけた	身体障がい者		2021-11-23	やどかりライフ
68	男	40代	退院後の住居について連帯保証人がいないのでやどかりを利用したい。	精神障がい者		2021-11-24	
69	男	60代	現住居が取り壊しのため今月中に退去しなければならぬが保証人がいないのでやどかり利用したい。	身体障がい者		2021-11-25	やどかりライフ
70	男	60代	やどかりの連帯保証を利用したい。	高齢者		2021-11-30	
71	女	50代	薩摩川内に住む母親が鹿児島市内に転居希望しているが保証人がいない	生活困窮者		2021-12-01	
72	男	80代	草牟田寮に入所中の方の住宅確保したいが保証人がいない。	高齢者		2021-12-01	
73	男	70代	屋久島で警察に保護された方について、鹿児島市内で住むところを提供してほしい	高齢者		2021-12-02	やどかりライフ

No.	性別	年齢	主訴	種別	公営住宅	審査通過日	備考
74	女	60代	義母が県外より鹿児島島に来ることになったが、自分たちも家族を養うのが精一杯で一緒に住んだり生活の手伝いを出来る状況にない。市役所にてやどかりを聞いて電話をした。	高齢者		2021-12-02	やどかりライフ
75	男	60代	他県より来鹿された方が、現在ホームレス生活をしている状況で生活保護を申請された。やどかりの個室シェルターは空きがあるか。	元ホームレス生活者		2021-12-07	やどかりライフ
76	女	40代	兄の家から娘と2人で県営住宅へ転居したいが保証人がいない	精神障がい者	鹿児島県営住宅	2021-12-07	
77	男	40代	将来GHIに入居したいが保証人がいない	精神障がい者		2021-12-08	
78	男	30代	オーナー都合で転居することになったが審査に通らず保証人が決まらない	精神障がい者		2021-12-09	
79	男	50代	転居をしたいが、連帯保証人がいない。	精神障がい者		2021-12-12	
80	女	60代	母親の介護のため同居したいが、現住居は狭いので広い家に転居したい	生活困窮者		2021-12-12	やどかりライフ
81	男	70代	現在老人ホームのショートステイを利用しているが、賃貸で一人暮らしをしたいという本人の希望で家を探している。連帯保証人もいない。	高齢者		2021-12-12	
82	女	40代	市営住宅に転居したいが保証人がいないためやどかり利用したい	DV被害者	鹿児島市営住宅	2021-12-15	やどかりライフ
83	女	50代	奄美から徳之島に転居し、仕事が決まれば家を借りたいが保証人がいない	生活困窮者		2021-12-28	
84	女	20代	生活保護受給により転居することになったが、保証人がいないためやどかりを利用したい。	知的障がい者		2021-12-28	
85	男	50代	居住居が廃屋状態で住むことが難しいが、連帯保証人がいなくなり部屋を借りれない。	生活困窮者	肝付町営住宅	2021-12-30	
86	男	30代	妻と離婚することになったため転居する必要があるが保証人がいない。保証人不要物件を紹介して欲しい。	精神障がい者		2021-12-30	やどかりライフ
87	男	70代	現在車上生活をしている方の連帯保証人がおらず、やどかりを利用したい。	高齢者	出水市営住宅	2022-01-17	
88	男	70代	アパートの老朽化で転居したいが保証人がいない。	高齢者		2022-01-17	やどかりライフ
89	男	30代	実家から市営住宅に転居を考えているが、保証人になってくれる人がいない。	精神障がい者	日置市営住宅	2022-01-17	
90	男	60代	ささえあう会シェルター入居中でやどかりサブリース物件入居希望の方がいるが、連帯保証人がいないため、やどかりを利用したい。	元ホームレス生活者		2022-01-17	やどかりライフ
91	男	30代	離婚後、GHへの入居を希望しているが、連帯保証人がいない。	精神障がい者	日置市営住宅	2022-01-20	
92	男	50代	退院後GHIに入居したいが、保証人がいない。	精神障がい者		2022-01-23	
93	女	40代	同居中の娘が進学するため4月から一人暮らしになるが、保証人がいない。	精神障がい者		2022-01-23	
94	男	60代	ホテル泊を続けていた方の入居先の連帯保証人をお願いしたい。	生活困窮者		2022-01-24	
95	男	60代	高齢者GHを退去することになり町営住宅に入居したいが、連帯保証人がいないためやどかりを利用したい。	高齢者	知名町営住宅	2022-01-26	
96	女	50代	内縁の夫が触法行為により留置されている。夫との関係を清算し、ひとり暮らし用物件に転居したいのでやどかりに連帯保証人になってほしい。	精神障がい者		2022-01-27	
97	男	50代	霧島市から鹿児島市内へ転居し働きたいが家を見つけても保証人がいない。	精神障がい者		2022-02-06	やどかりライフ
98	男	50代	矯正施設を出所した後のグループホーム入居の際、保証人がいないのでやどかりを利用したい。	刑余者		2022-02-06	
99	女	40代	夫から妻へのDV、子供への虐待があり、妻子だけで転居したいが、転居先も保証人もいない。	DV被害者		2022-02-08	やどかりライフ
100	男	30代	市営住宅の保証人がいなくなってしまうが、身寄りがなく保証人になってくれる人がいない	知的障がい者	鹿屋市営住宅	2022-02-10	
101	男	60代	路上生活から緊急保護的に日置市の市営住宅入居した方の手続きのためやどかりを利用したい。	元ホームレス生活者	日置市営住宅	2022-02-10	
102	男	60代	精神科病院に16年入院している。退院して地域生活をしたいと思っているが保証人がおらず住宅を借りることができない。やどかりで保証人になってもらえるか？	精神障がい者		2022-02-13	
103	男	60代	町営住宅に転居したいが、保証人がいないためやどかりを利用したい。	高齢者	中種子町営住宅	2022-02-16	
104	男	70代	更生保護施設退所後の住居について保証人がいないため、やどかりを利用したい。	高齢者		2022-02-20	
105	男	60代	草牟田寮から出所した後の住居、連帯保証人を探しているがやどかり利用可能か。	高齢者		2022-03-02	
106	女	40代	家賃滞納のため、親子で住む家を退去しなければならぬが、保証人がいない。	精神障がい者		2022-03-03	やどかりライフ
107	女	60代	宮崎から阿久根に転居し、市営住宅入居済だが連帯保証人がいないためやどかりに連帯保証してほしい。	高齢者	阿久根市営住宅	2022-03-13	
108	女	50代	グループホーム入居している方の連帯保証人をお願いしたい。	精神障がい者		2022-03-13	
109	男	30代	シェルター入居中で一人暮らしを希望されている方の連帯保証人がいないためやどかり利用したい。	刑余者		2022-03-14	やどかりライフ

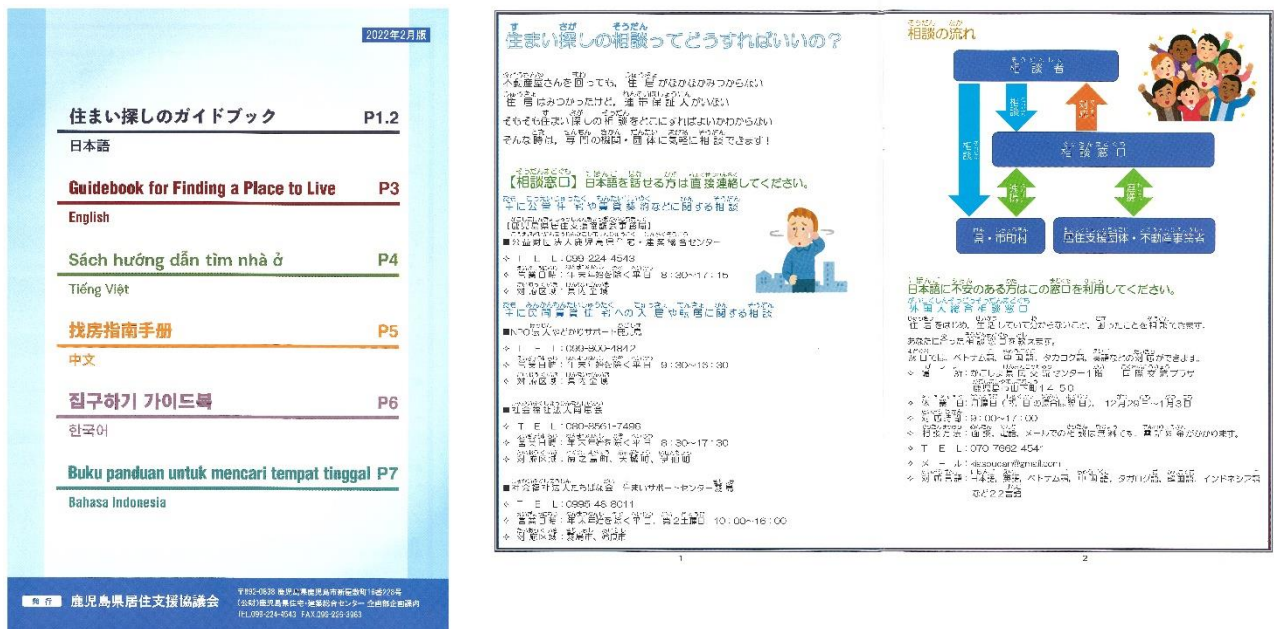
No.	性別	年齢	主訴	種別	公営住宅	審査通過日	備考
110	男	30代	刑務所出所後所持金が尽き生活保護申請して支えあう会シェルター入居している。住居確保したいが連帯保証人がいないため、やどかり利用したい。	元ホームレス生活者		2022-03-14	やどかりライフ
111	女	20代	母と長女の仲が悪く別々に暮らすことをすすめられているが、長女の市営住宅入居に必要な連帯保証人がいないためやどかりを利用したい。	精神障がい者	日置市営住宅	2022-03-16	
112	女	70代	退院後、自宅は半壊状態で帰ることができないため市営住宅に入居したいが連帯保証人がいない。	高齢者	阿久根市営住宅	2022-03-17	
113	女	70代	現住居の保証人である兄が遠方のため、保証人をやめたいと言われたため、やどかりを利用したい。	高齢者		2022-03-17	
114	男	70代	妻と家賃が安いところに転居したいが、連帯保証人がいないためやどかり利用したい。	高齢者		2022-03-17	やどかりライフ
115	女	40代	母との二人暮らしを考えているが、保証人がいないためやどかりを利用したい。	精神障がい者		2022-03-21	
116	男	70代	転居したいが連帯保証人が見つからない。やどかりを利用できるのか？	高齢者		2022-03-21	
117	男	50代	現住居の保証人が実質いないため、やどかりを利用したい。	精神障がい者	始良市営住宅	2022-03-21	
118	男	50代	星ヶ峯の市営住宅に住んでおり、名義を母親から自分に変えたいが連帯保証人がいない。	精神障がい者	鹿児島市営住宅	2022-03-21	
119	女	60代	錦江町の町営住宅に転居したいが連帯保証人がいない。現在入院中だがリモート面談可能か？	生活困窮者	錦江町営住宅	2022-03-22	
120	男	40代	車上生活をしていて、早く家を見つけないと困っている。保証人がいなくて困っている。	元ホームレス生活者		2022-03-24	
121	女	30代	GHから転居し一人暮らしをしたいが連帯保証人がいない。	精神障がい者		2022-03-31	
122	男	80代	県営住宅に入居したいが連帯保証人がいないためやどかり利用したい。	高齢者	鹿児島県営住宅	2022-03-31	

2. 住宅セーフティネットワーキング

住宅確保要配慮者に対する居住支援を充実させるためには、住宅確保要配慮者に対する支援とあわせて、大家・不動産事業者が安心して貸すことができる体制整備が求められるため、鹿児島県居住支援協議会の事業として、住宅セーフティネットワーキングが設置されました。2018年度から2021年度までの4年間にわたって、特にニーズの大きい死後事務(残置物の撤去等)を実現できるようにするため、弁護士・司法書士・宅建士等を委員に招聘して議論が行われています。2021年度は、国交省・法務省が示した「残置物の処理等に関するモデル契約条項」を普及させるための取り組みや「かごしま居住支援サポーターズ」制度の創設について検討を行いました。

当法人は、鹿児島県居住支援協議会からの委託を受けて、同ワーキングの運営を行ないました。

3. 多国語による「住まい探しのガイドブック」



2021年度、鹿児島県居住支援協議会では、多国語による「住まい探しのガイドブック」の作成を行いました。「住まい探しのガイドブック」は、鹿児島に住まう外国人の方が、スムーズに住居を探したり、鹿児島県居住支援協議会や当法人等による居住支援を利用できたりするようにするためのガイドブックです。日本語の他、英語、ベトナム語、中国語、韓国語、インドネシア語でガイドされています。

当法人は、鹿児島県居住支援協議会からの委託を受けて、同ガイドブックの日本語文案の作成やデザイン等を行ないました。

4. その他

鹿児島県居住支援協議会では、2021 年度も、2019 年度、2020 年度に引き続き、県内各地で居住支援に関する意見交換会等を実施しました。

当法人では、こうした意見交換会に数多く参加し、県内の居住支援の充実発展のために活動しました。

【READYFOR】新型コロナウイルス感染症:拡大防止活動基金助成事業 活動報告書

READYFOR 新型コロナウイルス感染症:拡大防止活動基金より助成をいただき、(本年度ではありませんが)令和2年7月16日から令和2年12月31日までの間、「鹿児島ゆくさの会」の協力のもと、『当事者主体の居住支援を実現』するため「コロナ被災者居住支援事業」を行ないました。その成果を報告するため、令和3年6月5日には、当法人主催、鹿児島県青年司法書士会協力により、「コロナ禍における居住支援～つながり続ける支援の輪のために～」と題し、ZOOMによるシンポジウムを開催しました。このシンポジウムでは、本事業の報告を行うとともに、今後の居住支援のあり方を他機関、他団体、互助会とともに議論しました。

1. 実施概要

令和3年6月5日にオンラインにて開催しました。

コロナで家を失った方々に対する支援についての成果報告や今後の支援のあり方について考えました。

2. 結果

本シンポジウムでは55名の参加がありました。

基調講演「コロナ禍における生活困窮者支援の現場から」では、稲葉剛氏(一般社団法人つくろい東京ファンド代表理事)よりご講演をいただきました。東京都における、新型コロナウイルスへの様々な対応事例や今後の展望について等、鹿児島においても非常に有益な情報だったと思います。

パネルディスカッションでは、鹿児島における今後の居住支援について、多様な議論がなされました。

コロナで **家** を失った。これからどうしよう…
今、私たちができること。考えてみませんか。

シンポジウム
コロナ禍における居住支援 @ZOOM
～つながり続ける支援の輪のために～

2021年
6月5日 土
13:00～17:00
(リアルタイム参加者限定)

開催方法/ ZOOMウェビナーにて配信
申込方法/
QRコードからエントリーいただくか
sabumi1023.office@gmail.com へ
ご連絡ください
申込〆切/ 5月28日(金)〆切

参加料 / 無料

内容/
①基調講演「コロナ禍における生活困窮者支援の現場から」
一般社団法人つくろい東京ファンド代表理事 稲葉 剛 氏
②取材報告 鹿児島県青年司法書士会
③パネルディスカッション
コーディネーター/鹿児島県青年司法書士会 中山 勇 三 郎
パネリスト/一般社団法人つくろい東京ファンド代表理事 稲葉 剛
給養市社会福祉協議会 丸野 光 俊
鹿児島ゆくさの会 塚水 浩 一
ひろみよ株式会社 代表取締役 高木 幸 一 郎
NPO法人やどかりサポート鹿児島 理事長 芝田 淳

(基調講演)稲葉 剛 氏
一般社団法人つくろい東京ファンド代表理事
1968年東京都生まれ。工学部卒業後、就職
を中心に進んだ。その後、社会福祉系に転身。一般社
団法人つくろい東京ファンド代表理事。給養市
社会福祉協議会代表理事。在籍大学法学
部1年時に学生ボランティア活動で社会福祉
に関心。その後、福祉系に転身。生活困窮
者支援活動に従事。いびきあひびき福祉支援
センター代表理事。ホームレス支援活動で
全国ネットワーク。一般社団法人つくろい東京
ファンド代表理事。数人に「助けがけ」をテーマ
としたシンポジウムを開催。【取材報告・
2021年】社会福祉系。

■主催：NPO法人やどかりサポート鹿児島 ■協力：鹿児島県青年司法書士会

【READYFOR】新型コロナウイルス感染症:拡大防止活動基金助成事業 (一般社団法人居住支援全国ネットワーク 受託) 活動報告書

READYFOR 新型コロナウイルス感染症:拡大防止活動基金助成を受けた一般社団法人居住支援全国ネットワークより受託し、令和3年4月1日から令和3年6月1日の期間、本事業において、1. シェルターの運営、2. 当事者主体の居住支援の促進、を行いました。

1. シェルターの運営

個室シェルターで住宅に困難を抱える方へ、社会資源活用、住宅確保、居住生活支援等の専門的支援を行いました。

シェルター受入れを行った方の概要については以下のとおりです。

シェルター①	シェルター②
<ul style="list-style-type: none"> ・Aさん(30代, 男性) コロナ感染症の影響により職を失い, 住宅退去となった方 (シェルター利用期間:5月12日～5月20日) ・Bさん(20代, 女性), Cさん(0歳, 女性) 夫がコロナ感染症の影響により職を失ったことでDV被害となった方 (シェルター利用期間:5月21日～6月4日) ・Dさん(30代, 男性) GH内の人的トラブルにより, GHへ帰れなくなった知的障害の方 (シェルター利用期間:6月23日～8月4日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・Fさん(30代, 男性) 精神疾患がある, 住宅の契約に至らない方 (シェルター利用期間:4月5日～4月13日) ・Gさん(40代, 男性) コロナ感染症の影響により職を失い, 住宅がない方 (シェルター利用期間:5月12日～5月13日) ・Hさん(70代, 男性) 生活保護を申請し, 次の住宅も決まっているが入居日までの住居がない方 (シェルター利用期間:5月19日～5月21日) ・Gさん(40代, 男性) 上記Gさんが当初生活保護申請を行うに至らなかったが, 後日生活保護受給を決められ戻ってこられシェルター利用 (シェルター利用期間:5月21日～6月1日) ・Iさん(50代, 女性)

	<p>夫からのDVにより、住宅に戻れないが世帯分離を行うとまで決心ができず、一時的に居所が必要な方 (シェルター利用期間:6月2日～6月6日)</p> <p>・Jさん(50代, 男性) 他県で生活保護受給をしていたが、鹿児島にて継続的に住みたいという希望がある方 (シェルター利用期間:6月24日～7月9日)</p>
--	--

2. 当事者主体の居住支援の促進

専門的支援を行うだけでなく、その後の生活が豊かで安定したものに近づくよう、当事者にしかできない支援を導入しました。住宅確保後も、当事者から「互助会」への参加の促しをしていただくことで、シェルター退去者の社会的孤立の防止を図りました。

社会的に孤立している当事者が互いに「つながり」あい、支えあい、助けあうことで、社会における「つながり」と「役割」を持って、豊かで安定した生活が送れるよう関わることで、私たちが目指す『当事者主体の居住支援』を促進できたのではないかと思います。

令和3年度 独立行政法人福祉医療機構 社会福祉振興助成事業(WAM助成) モデル事業 (一般社団法人居住支援全国ネットワーク事務局 受託) 活動報告書

当法人が所属する、一般社団法人居住支援全国ネットワークが2年間の助成を受けることとなった、独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業(WAM助成モデル事業)「居住支援の発展に必要な政策や制度を実現する全国実践事業」について、事務局の委託を受けました。

1. 事業概要について

本事業は、平成29年に始まった「新たな住宅セーフティネット制度」に基づく居住支援に関する活動がさらなる発展を遂げるよう、現状における居住支援における諸課題(①保証の提供②居住支援法人の持続的運営③「制度の隙間」や「市場の隙間」とった居住支援法人が活躍すべき領域における居住支援活動の促進④その他)を解決することを目的に、これらの解決に資する具体的事業を全国で実践し、当該実践を通して得られた経験や知見をもとに、国及び地方公共団体等と連携して必要な政策化・制度化を実現する事業です。

2. 事業内容について

本事業は以下のように、4つの柱に事業を細分化し運営を行いました。

■柱立てNo.1 運営委員会の開催

- ①目的:本事業全体の計画・運営・評価を行うことで、本事業が適正に実施されるようにすること。
- ②内容:事業開始当初においては、当法人の構成団体における(1)保証の提供(2)居住支援法人の持続的運営(3)「生活支援」「つながり続ける支援」についてのこれまでの実践を整理し、今後の制度化・政策化に向けた素材を集め、本事業の企画・運営の方向性を決定する。柱立て2乃至4の事業が開始してからは、これらの事業が適正に進捗していることを確認しつつ、内容を分析、統計、評価し、今後の政策化・制度化に向けた検討を加える。

■柱立てNo.2 保証の提供に関する実践事業

- ①目的:住宅確保要配慮者の入居時において、全国であまねく必要な保証の提供がなされるようにするために、具体的な実践を行うこと。
- ②内容:当法人の構成団体にはすでに先進的に保証の提供を行っている団体がある。そうした保証事業を当法人の他の構成団体またはそれ以外の団体と連携協働することで新たな地域で実施し、問題点の洗い出し、事業性を確保し、スキームを確立し、保証の提供に関する政策化・制度化につなげていく。

■柱立てNo.3 居住支援法人の持続的運営に関する実践事業

①目的:居住支援法人が将来にわたって持続的な運営が可能となるようにするために、具体的な実践を行うこと。

②内容:当法人の構成団体にはすでに先進的に居住支援法人としての持続的運営に資する事業を行っている団体がある。(サブリース事業、保険業との連携、日常生活自立支援住居施設等)。そこで、こうした持続的運営に資する事業に関する情報を収集し共有するため、情報交換会を実施する。テーマとして、収益事業として最も有望な①サブリース事業②死後事務事業の2つを取り上げ、まず、居住支援全国ネットワーク内部での情報交換会を行い論点を整理したうえで、全国の居住支援法人に参加を呼びかけ、再度、情報交換会を実施する。

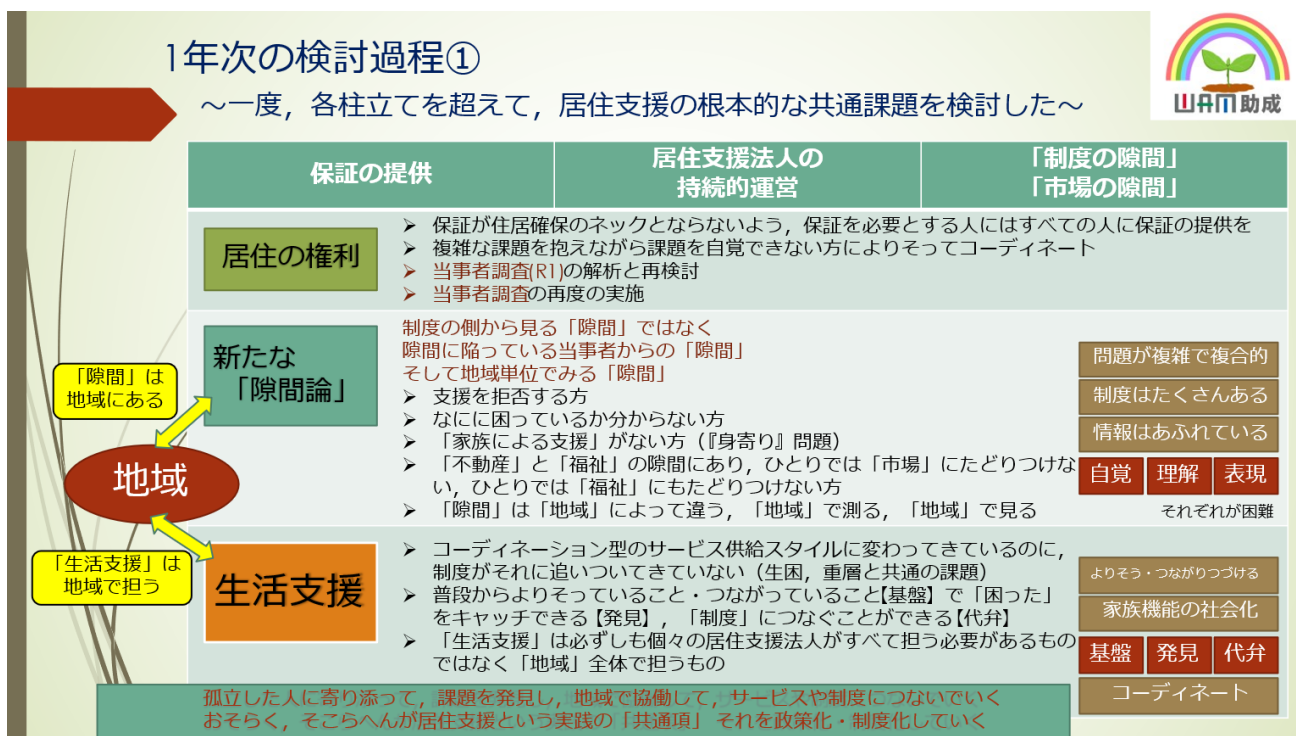
■柱立てNo.4 「制度の隙間」と「市場の隙間」に関する論点整理検討事業

①目的:居住支援における「生活支援」「つながり続ける支援」の必要性・重要性を確認し、こうした支援に必要とされる資源を明らかにするために、具体的な実践を行うこと。

②内容:当法人の構成団体において行われている住宅確保要配慮者の入居後の支援、すなわち「生活支援」や「つながり続ける支援」の実態を整理し、居住支援法人を対象とした大規模なアンケートをとおして、次年度、政策化・制度化につなげていくための、実践、調査、統計、分析等を行うための論点整理、検討を行う

3. 事業結果について

全国の先進的な居住支援団体の方々による闊達な議論の結果、居住支援の今後の方向性、あるべき制度政策に関する輪郭がはっきりしつつあります。



1年次の検討過程②

～それぞれの課題から、共通して「生活支援」というテーマが紡ぎだされた～



保証の提供	居住支援法人の持続的運営	「制度の隙間」 「市場の隙間」
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 保証会社等を利用できない住宅確保要配慮者等が存在する ➢ 高齢者・障害者等住宅確保要配慮者に保証を提供することができるかどうかは「生活支援」を必要だけ十分に提供することができるかどうかにかかっている ➢ 社会的に孤立し、家族に頼ることができない住宅確保要配慮者に対して提供すべきは、「保証」+「つながり」である 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 居住支援法人が持続的に運営できるかどうか、道筋ははまだ明らかではない ➢ 居住支援法人が提供する「生活支援」それじたいにお金が付かないと居住支援法人は立ち行かないだろう ➢ 現在、居住支援法人の収益事業として有望視されている「サブリース事業」「死後事務事業」も、実は「生活支援」の一部である 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 支援を拒否する方、なにに困っているか分からない方は「つながり」の不足が意思決定や状況判断を阻害しているのではないかな ➢ 普段からよりそっていること・つながっていること【基盤】で「困った」をキャッチできる【発見】、「制度」につなぐことができる【代弁】「生活支援」、日常、家族機能の社会化 ➢ 「生活支援」は「地域」全体で担うもの「隙間」は地域の「生活支援力」の不足によるうまれる
	<p>サブリース事業 情報交換会</p> <p>死後事務事業 情報交換会</p>	

キーワードは「つながり」と「生活支援」です。

私たちやどかりは、連帯保証の提供を行うにあたって、提供すべきは連帯保証だけではなく「つながり」であるという理念の元活動を続けてきましたが、全国に居住支援がひろがった今日、その理念が共有されつつあるように思われます。

次年度は、さらに調査や実践を重ね、令和5年3月には、国に対して居住支援に関する制度・政策の提言を行う予定です。

ぜひ、ご注目ください。

令和3年度新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 生活困窮者及びひきこもり支援に関する民間団体活動助成事業 一般社団法人居住支援全国ネットワーク事務局委託 活動報告書

当法人が所属する、一般社団法人居住支援全国ネットワークが交付を受けることとなった、厚生労働省令和3年度新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金による補助事業である「コロナ禍と孤立を乗り越える居住支援事業」について、事務局の委託を受けました。

1. 事業概要について

一般社団法人居住支援全国ネットワークの構成団体の多くは「新たな住宅セーフティネット制度」が始まる以前から居住支援に取り組んできており、それぞれの地域性の中でそれぞれに工夫を凝らして居住支援を実践してきました。コロナ禍による居住支援のニーズの増大にあたっては、それぞれに、自らの強みを生かしつつ、弱点を補う形でこれに対応しようと努めていました。例えば、ある団体においては、連帯保証の提供に特化して、生活支援については連携団体にゆだねる形で活動を行ってきたため、一時的な居住施設を有しておらず、コロナ禍を受けてその運営を企図していません。また、ある団体においては、一時的な居住施設の運営は従前から行っていたものの、地域移行後の孤立を防止する活動が薄かったため、コロナ禍を受けて、アウトリーチや訪問に力を入れようとしていました。そして、本事業においては、6つの構成団体が、補助金を活用し、それぞれの地域でこうした得意を活かす、あるいは、不足を補う様々な活動を実施しました。

加えて、法人全体で「新型コロナウイルス感染症の流行下における生活困窮者、ひきこもり当事者が抱える生活の現状・課題に関する実態把握調査」を実施しました。

以上のとおり、各地域の拠点において事業実施団体がそれぞれ異なる内容の事業を行い、その成果をその後の居住支援に活かしていくため、各事業の実施状況について居住支援全国ネットワーク全体で集約し、取りまとめを行いました。

2. 事業内容について

具体的に事業を行ったのは以下の6つの団体です。

NPO 法人 わっぱの会	事業名	住まいの確保と安定した暮らしのための支援と見守り及び家族や当事者の社会参加と地域連携を推進する対話交流会の実施
	事業実施地域	愛知県名古屋市
一般社団法人 つくろい東京フ ァンド	事業名	電話番号を失った方が就労・住居・孤立相談へ再度つながるための無料電話貸出事業
	事業実施地域	全国

NPO 法人 おかやま入居支 援センター	事業名	空き家活用によるコロナ禍を含む被災者向け一時生活住居の提供とコロナ禍の影響を受ける貧困家庭向け食材提供事業
	事業実施地域	岡山県内, 主に倉敷市
一般社団法人 パーソナルサポ ートセンター	事業名	『誰か自分を気にかけている人がいるという支援』を実践する社会的孤立防止アウトリーチ事業
	事業実施地域	宮城県仙台市
NPO 法人 やどかりサポート 鹿児島	事業名	コロナ禍と孤立を乗り越える居住支援と互助促進事業
	事業実施地域	鹿児島県鹿児島市
一般社団法人 そーしゃる・おふ いす	事業名	研究機関・弁護士とのコラボによるアウトリーチと ICT を活用した生活困窮者及び孤独・孤立対策推進事業
	事業実施地域	福岡県宮若市

3. 調査事業について

法人全体で、「新型コロナウイルス感染症の流行下における生活困窮者、ひきこもり当事者が抱える生活の現状・課題に関する実態把握調査」を実施しました。

研究の目的・意義・方法等の概要は次のとおりです。

研究の目的	新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の流行下(以下「コロナ流行下」と記載)において生活が苦しくなった人や家族, 又は自宅等に閉じこもりがちとなった人や家族を対象に, ①生活状況の変化, ②生活上の課題について明らかにすること
研究の意義	2020年1月より新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が世界中に感染拡大し, 現在もなお日本国内において大きな影響を及ぼし続けている。コロナ流行下における人や家族が抱える現状と課題を明らかにすることは, これまで十分に手が行き届かなかった人に対するサポートの在り方を再検討する機会につながると考えられる。また調査研究によって得られた情報は, 政策提言や制度の改正, 支援の質の向上につなげるための取り組みとして今後に生かしていく。
研究の方法	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点により, WEB 調査法(WEB によるアンケート調査(自己記入式調査), インタビュー調査(個別面接調査))を用いた。原則, WEB 調査法を用いるが, 参加していただく方の状況によっては, アンケート用紙での回答や電話による回答も可能とした。
調査期間	2022年1月4日～2022年2月28日
研究機関の名称及び研究責任者	研究機関 西南女学院大学 研究責任者 講師 梶原 浩介 (当法人から梶原浩介先生に業務委託)

研究倫理への配慮	本研究は西南女学院大学倫理審査委員会の議を経て、西南女学院大学学長の許可を受け、実施した。
----------	---

4. 事業結果について

事業実施団体が実施した6つの事業は、それぞれの地域性、それぞれの団体の沿革や既存の事業等により様々であり、共通する点よりも異なる点の方が多いといえます。

そうした前提の上で、本事業、すなわち事業実施団体が実施した6つの事業と調査事業をとおして、居住支援のこれからについて考察すると、次のようなことが言えると考えられます

- ①居住支援は当事者が社会に参加するための「社会参加の基盤」を形成することに対する支援のひとつである。コロナ禍における多様な困窮へ対応するため、居住・通信・移動等の「社会参加の基盤」に関する支援を充実させる必要がある。
- ②居住支援において「つながり」と「生活支援」の提供が重要であることについてはおよそ共通認識であるが、そのための制度・政策が十分にはない。コロナ禍における多様な困窮へ対応するため、「つながり」と「生活支援」の提供を行う制度・政策を創設する必要がある。

「つながり」「生活支援」「社会参加の基盤」は今後の居住支援の実践の上で、また居住支援に関する制度政策を考えるうえで、重要なキーワードになるものと思われます。

令和3年度新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 生活困窮者及びひきこもり支援に関する民間団体活動助成事業 活動報告書

当法人が所属する、一般社団法人居住支援全国ネットワークが交付を受けることとなった、厚生労働省令和3年度新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金による補助事業である「コロナ禍と孤立を乗り越える居住支援事業」において、当法人は、居住支援全国ネットワークからの委託を受け、鹿児島市において「コロナ禍と孤立を乗り越える居住支援と互助促進事業」を実施しました。

1. 住まいを失った方々等に対しての一時的な住居(シェルター)の提供と当事者どうしの支援(ピアサポート)の導入

本事業において、個室シェルター2室を運営しました。個室シェルターはワンルーム、洋室8畳、冷蔵庫・洗濯機・電子レンジ・炊飯器・電気ケトル・テレビ・WIFI設備の生活必需品を完備。令和3年7月1日乃至令和4年3月31日において、相談受理39件、うち17件の事例でシェルター受入れを行いました。なお、受け入れができなかった22件の事例においては、他事業所のシェルターへ繋ぐ支援を行いました。

①シェルター運営



① シェルター運営

■これまでの利用実績（2021年7月1日～2022年2月末現在）

- ①30代男性, 知的障害者（GHに帰りたくない）
- ②50代男性, ホームレス生活者
- ③20代男性, 生活困窮者（若年層）
- ④60代男性, 疾病（末期癌）により介護保険利用中の方（親族と関わりたくない）
- ⑤40代男性, アルコール依存症
- ⑥10代女性, 心理的虐待・性同一性障害
- ⑦50代男性, 生活困窮者
- ⑧50代男性, 生活困窮者（病院からのリファーマー（退院時に住居なし））
- ⑨30代男性, 知的障害者（聴覚過敏のため定住できない）
- ⑩20代女性, 心理的・経済的虐待
- ⑪70代男性, 生活困窮者（病院からのリファーマー（退院時に住居なし））
- ⑫60代女性, 生活困窮者
- ⑬60代男性, ホームレス生活者（介護サービスにつながっていない）
- ⑭50代女性, DV被害者・精神障害者（離婚したいが踏み切れない）
- ⑮10代男性, 知的障害者（飲酒によりGH強制退去となった）
- ⑯40代男性, 知的障害者（刑務所服役回数8回, 地域生活歴がほぼない）

シェルター受け入れした方の一覧(2022年2月末現在)

2. 居場所の運営と互助活動の促進

本事業において、全85回の居場所運営を行いました。居場所の種別実施回数及び内容については以下のとおりです。（本事業で運営した居場所は3月15日まで。3月16日以降の居場所運営は事項「赤い羽根 新型コロナ感染下の福祉活動応援全国キャンペーン 居場所を失った人への緊急活動応援助成 第4回助成」での運営となります。）

居場所	実施回数	内容
鹿児島ゆくさの会	35回	男性中心の互助会。毎週日曜日13時からサロンを実施した。当法人が居住支援を行うにあたり、『支援者』が得られない事例については、特に互助に繋ぐ支援を行っている。これにより、互助活動への繋ぎの役割を果たすことが出来た。
むげカフェ	7回	女性中心の互助会。毎月一回サロンを実施した。最近では、具体的な支えあいのしくみづくりを目指し、NPO法人との契約などの検討も行った。
『身寄り』がなくても 安心研究会	15回	『身寄り』のない当事者が、『身寄り』がなくても安心して暮らすための対処策について研究を行った。緊急連絡先カードの作成、Lineによる見守り合い活動の充実等、具体的な作成や活動を行った。

つながるファイルを書き会	26回	<p>「つながるファイル」という、『身寄り』がなくても困ることなく、生活することができるようにするための情報共有ファイルを、『身寄り』のない方々が集まり、実際に書き会を実施した。専門的知識を持った「つながるファイルアドバイザー」とすでに「つながるファイル」を書きあげた先輩である「つながるファイルサポーター」とともに、「つながるファイル」を書くことにより、入院時のこと、死亡時のこと、葬儀・埋葬のこと等、ご本人の意思表示が難しい情報についても、話し合いながらファイルを完成させた。</p> <p>さらに、本事業においてつながるファイルを作成したことにより、互助を基調とした死後事務委任契約(つながるあんしん事業)に繋がった方は6名であった。</p>
つながるファイルを語る会	2回	<p>「つながるファイル」には「病気になったとき」「死んだとき」といった自らの価値観・死生観にかかわることを書く部分がある。この「語る会」を実施することにより、自らの価値観を言葉にし、他人の死生観を聞くことをとおして、自分自身に気づき、発見し、ご本人の意志確立を促進した。</p>

3. 事業実施による効果と見えてきた課題について

①シェルター運営団体同士の連携・情報共有についての効果と見えてきた課題

鹿児島市においては、一時生活支援事業は行われておらず、民間シェルターが(やどかりサポート鹿児島が把握している範囲で)5箇所ある状態です。シェルターを必要とする方がすぐにシェルター利用ができるように、あるいはその方を支援する者がたらい回しに合わないよう、運営団体どうしが連携・情報共有を図る必要があるのではないかと考えました。この必要性に応じ、鹿児島市のシェルターを運営する一部の機関ではあるが2021年10月よりLINEによるシェルター空き状況の情報共有を始めています。今後は、このような情報共有を鹿児島市内全体さらには鹿児島県全体に広げることで、「その日の屋根」を提供する居住支援法人・団体間の県内における連携を深める必要があると考えています。

②通信困窮に対する支援について見えてきた課題

シェルターにつながる方の中には、通信手段のない方が多くいらっしゃいます。本事業内で受け入れた16名中、6名の方は通信手段が全くない状況でした。居住支援を行う中で、本人と行政・民間サービス機関等との連絡は必須です。また、入居後の居住生活支援を居住支援法人が行うにあたって、連絡調整・情報共有は必要不可欠です。今後はこの課題にも取り組む必要があるのではないのでしょうか。

③障害福祉サービスの対象者であっても必要とされるシェルター機能について見えてきた課題

本事業内で、障害者手帳を持つ方や障害福祉サービス利用につなげる必要のある方の受け入れは、4件でした。この4件の受け入れ期間は、平均約70日と他事例の受け入れ期間と比較して非常に長期に及びました。鹿児島市内には、障害者を対象とした短期入所施設がありますが、利用日数に限りがあるため、活用できない場合が多く、本事業のようなシェルターが必要となります。障害者のシェルター利用は、他事例と比べると支援に要する事項が多く、頻回の支援・質の高い支援が要求されます。しかし、障害者がシェルターを利用しているからといって、「正規」の障害福祉サービス等のようになんらかの給付があるわけではありません。今後は、障害福祉サービスにおける居住支援機能を充実させるか、あるいは、障害者が居住支援法人による支援を利用する場合になんらかの給付を行うか、いずれかの政策・制度が必要ではないかと考えます。

④居場所の運営と互助活動の促進による効果と見えてきた課題

居住支援を必要とする人は、多くの場合身寄りに頼ることができず、社会的にも孤立しています。本事業においては、こうした孤立状態にある方々を対象に居場所の運営を行いました。単なる親睦・交流を目的とするのではなく、あえて当事者の孤立に踏むこみ、自らの孤立状態を同様の境遇にある人たちと相互に支えあい助けあうことで解決することを目指すこと、すなわち「互助する暮らし方」を促すという取組みを行いました。

こうした取組みがすべての当事者に受け入れられ効果が生まれたわけではありませんが、次のような事例があり様々な効果が見られました。

- (1)シェルター利用者が、同じ境遇の方々と出会うことで、早期に社会的つながりを得た。
- (2)日雇い労働ではあるが、居場所参加者どうして仕事の情報交換があり、シェルター利用後比較的早期に就労機会を得て充実した生活を送っている。
- (3)頼れる身寄りがおらず、老後を心配していた方が、居場所で同じ境遇の方々とつながり、「つながるファイル」を書くことをとおして、老後の安心を得た。
- (4)親族との関係に微妙な課題が抱えた方が、なかまとともに「つながるファイル」を書くことで課題に直面化し、親族に連絡し、交流が再開した。
- (5)漠然と病気になったときのこと、死んだときのことを「それでいい」ととらえていた方が「つながるファイル」を書き、「つながるファイルを語る会」に参加することで、「それがいい」といえる方向性を発見した。
- (6)これまで「ひとりで生きてきた」初老女性が「つながるファイル」を書き「つながるあんしん事業」に参加することをとおして、なかまと支えあうという「役割」を持つようとしている。

4. 居住支援活動全般に対する示唆、横展開の必要性について

本事業においてシェルターを利用した方の中に、シェルター利用当時からがんに罹患していましたが、在宅生活開始後、転移が見つかり末期がんと診断された方がいらっしゃいます。現在、抗がん剤治療を続けていますが、副作用のため買物、通院等生活の様々な場面で支障が出始めています。この方を居場所で知り合ったなかま達が通院に同行する、病状説明をいっしょに聞くなどして、支えています。本人は最後まで在宅での生活を望んでおり、なかまもそれを支える覚悟をしています。

やどかりサポート鹿児島では「当事者主体の居住支援」というスローガンをかけ、事業者や支援者ではなく、当事者自身がつながりあい、役割を持つことで、居住支援を担うことを目指しています。本事業をとおして、①互助の促し方②役割の提供の方法③課題解決における支援者の役割等について、さらに考察が深まったと考えています。今後は、全国の居住支援法人において、このような居住支援の必要性が共有されることを願っています。

赤い羽根 新型コロナ感染下の福祉活動応援全国キャンペーン 居場所を失った人への緊急活動応援助成 第4回助成

当法人では、標記助成を受けて、2021年12月1日から「コロナ禍で居住困難に陥った当事者が主人公となる居住支援推進事業」を実施しています。

1. 当事者による個別訪問活動

当法人が実施している「地域ふくし連帯保証」の利用者、すなわち一度は居住困難に陥った経験を持つ当事者自身が、コロナ禍の影響で孤立状態に陥っていると危惧される対象者(当法人の地域ふくし連帯保証の利用者、元ホームレス生活者、身寄りがない方々の互助会の会員、その他)を個別に訪問しました。

個別訪問において緊急に支援が必要な状態を発見した場合は、専従のコーディネーターにつなぎ、当事者と支援者が協働して支援を行いました。

また、個別訪問の対象者の状況に応じて、居場所事業への参加や身寄りのない方々の互助会への加入等を促しました。

	のべ訪問数 (件)	ユニーク訪問者数 (件)	のべ訪問時間 (h)
令和4年2月	22	7	45.5
令和4年3月	34	26	60.0

令和4年度も、上記個別訪問を継続していく予定です。これにより、『当事者主体の居住支援』を促進していこうと考えています。

2. 居場所の運営

コロナ禍の影響で孤立状態に陥っている方々がつながりを取り戻し、社会の中で役割を回復するために居場所の運営を行いました。

居場所は、活動場所・拠点として掲げた「ゆくさん家(鹿児島県鹿児島市郡元町3番8号)(連携団体である鹿児島ゆくさの会の活動拠点)」で実施しました。

この居場所の運営も当事者の方々が中心になって運営し、必要に応じて専従のコーディネーターと協働しました。

また、単なる居場所ではなく、参加者の多くが、連帯保証人がいない等身寄りのない方々であることから、【身寄りがなくても困らないための活動】を居場所活動に取り込み、当事者どうしの「支えあい・助けあい」を促進しました。具体的には、自分が病気をしたとき、死んだとき等に備える「つながるファイル」を作成し、当事者どうしが連絡先になる等の仕組みの構築を行いました。

本事業では、令和3年度全4回の居場所運営を行いました。居場所の種別実施回数及び内容については以下のとおりです。（本事業で運営した居場所は3月16日以降。3月15日以前の居場所運営は前項「令和3年度新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 生活困窮者及びひきこもり支援に関する民間団体活動助成事業」での運営となります。）

居場所	実施回数	備考
鹿児島ゆくさの会	2回	令和4年度も、本事業において居場所の運営を継続していく予定。
むげカフェ	1回	男性中心の互助会である「鹿児島ゆくさの会」。女性中心の互助会である「むげカフェ」。この互助会と連動しながら、つながるファイルを書く会・つながるファイルを語る会等を運営することで、互助の促進・死後対応の充実・当事者主体の居住支援を促進していく方針。
つながるファイルを語る会	1回	

令和 3 年度指定特定相談支援事業の実績報告

福祉相談支援センターやどかり

管理者 西田 鉄心

当法人では、非営利でボランティア主体の活動である地域ふくし連帯保証事業のほかに、福祉サービス事業の経営も行っています。具体的には、障害者総合支援法における『指定特定相談支援事業』を運営しており、身体・知的・精神障害をお持ちの方や難病患者等を対象に、その方々が利用を希望している障害福祉サービスが利用できるようにするためのサービス等利用計画を作成しています。

平成 27 年 9 月から開設して 6 年半年ほど経過する中で、利用登録者は令和 3 年度は 904 人でうち終了や中断者 337 人を差し引いた 567 人の方をアクティブ利用者として、主にスタッフ 4 名で支援をしています。

令和 3 年度は新規契約が 72 件、他相談支援事業所からの引継ぎが 13 件の計 85 件増加しました。障害種別は、身体障害者 18 名、知的障害者 16 名、精神障害者 51 名となっています。また、9 名の方は地域ふくし連帯保証事業の利用につながりました。

85 名の方が利用している、または利用しようとしている福祉サービスは、『居宅介護(ヘルパーの家事支援や身体の介助サービス)』が 8 件、『通院等介助(ヘルパーによる通院の付添支援)』が 1 件、『同行援護(ヘルパーによる視覚障害者の外出時の付添支援)』が 1 件とヘルパー利用に関する相談が計 10 件のほか、住まいに関しての福祉サービスでは『短期入所(本人や保護者緊急時、居室で過ごすことが困難になったときに一時利用できるサービス)』が 1 件、『共同生活援助/グループホーム』は 20 件の相談が、就労に関しての福祉サービスは、『就労継続支援 A 型』が 4 件『就労継続支援 B 型』が 16 件、一般就労に向かって訓練を受けるサービスの『就労移行支援』が 8 件の、計 28 件の相談がありました。その他としては、就労以外で日中活動の場として利用するための『生活介護』が 1 件、『生活訓練』が 5 件ありました。

全体的に、ヘルパーさんや住まいや就労に関してのサービス利用希望の方が多く、それら在宅支援に関しての福祉サービスが利用できるようお手伝いをする事で、障害者の地域生活支援に寄与できているのではないかと感じています。

令和3年度指定一般相談支援事業・自立生活援助の実績報告

特定非営利活動法人やどかりサポート鹿児島
理事 鶴田啓洋
福祉相談支援センターやどかり
相談支援専門員 新川昇一郎

■事業実績

当法人が、ピアサポーターと共に地域移行支援に取り組み始め4年が経過しました。令和4年3月31日現在、地域移行支援事業を利用して退院した方22名になります。精神科病院入院中「もう退院して地域でやっていくのは無理なのではないか」とジャッジされていた方でも、地域でつながりを持ちながら生活を送ることが出来ており、パワーレスになっていた利用者の方が生き生きと生活をしていく様を目の当たりにし、その人の持つ力に驚かされます。

また、その方が地域で生活することで支援者同士の連携が図れ、地域の社会資源が掘り起こされます。まさに、「地域移行支援はまちづくり」ということを実感しています。

■ピアサポーターと共に活動する取り組み

平成30年に鹿児島県から、そして令和元年度、令和2年度、令和3年度と鹿児島市から委託を受け、ピアサポーターの養成と活躍の機会の場の提供に努めてきました。令和3年度は、当会で、合計5回の発表の機会を得ました。

そして、令和4年3月は、ピアサポーターを活用した地域移行支援の取り組みを先進的に行っている、豊岡保健所の柳尚夫ドクターを講師に迎え、「ピアサポーターの専門性と未来」というテーマで講演いただきました。

今ではピアサポーターの関りなしには地域移行支援が成り立たないほど、ピアサポーターの役割は大きくなっています。

■やどかりが連帯保証をしていることの強み

地域移行支援に取り組む際、多くの方が困るのが、住まいを確保する際の保証人です。やどかりの連帯保証があることにより、スムーズに事業を進めることができます。

■今後の展望

私たち支援者にとって「ご褒美」の日があります。退院時、病棟まで迎えに行く日です。最初の出会いはから少しずつ利用者さんのことを教えていただき、社会とのつながりを構築し、退院が決まり、病棟に迎えに行きます。そこからがスタートなのですが、退院する方はこれからの希望に満ちています。私達にとっても「支援をしていて良かったな」と思う日となっています。

一方、私たち支援者にとって「課題」だなと思う日があります。実はそれも、担当した利用者の方を、病棟まで迎えに行く日です。私達が迎えに行く利用者さんの後ろで、ドア越しに多くの方が手を振

って見送ります。退院していく利用者さんに向かって、ある方はガッツポーズをして、ある方は投げキッスをして見送ってくれます。多くの方が、退院できる状態にあるのに、退院する機会を失っているなど感じます。

今後は、当会が地域移行支援に積極的に取り組んでいくことはもちろんのこと、行政や他の事業所とも連携を深め、鹿児島県全体の地域移行支援の取り組みが進んでいくようにしていきたいと考えています。

また、ピアサポーターがいることが特別視されずに、どこでも当たり前活躍している地域を目指していきます。

第2号議案 2021年度決算報告書及び監査報告書承認の件

特定非営利活動に係る事業会計収支計算書
自令和3年4月1日至令和4年3月31日

特定非営利活動法人やどかりサポート鹿児島

科目		金額		
I 経常収入の部				
1 会費収入				
	令和3年度正会員	200,000		
	令和3年度賛助会費	44,000		
			244,000	
2 事業収入				
	地域ふくし連帯保証事業(新規)	1,800,000		
	地域ふくし連帯保証事業(更新)	2,100,150		
	指定相談支援事業	39,034,900		
	自立生活支援事業	1,779,050		
	金銭管理収入	141,800		
	助成金等収入(連帯保証事業)	17,685,447		
	助成金等収入(ピアサポーターステップアップ事業)	2,552,000		
	雑収入(連帯保証事業)	2,168,736		
	雑収入(共通)	20,000		
			67,282,083	
3 寄付収入				
	寄付金	325,841	325,841	
	経常収入合計			67,851,924
II 経常支出の部				
1 事業費				
1)				
	住まい確保にかかる支援事業			
	地域ふくし連帯保証事業	9,730,855		
	あんしん居住サポート事業	50,000		
	共生事業	3,281,329		
	厚労省互助促進事業	2,739,935		
	赤い羽根	498,204		
	ReadyFor	812,521		
	ピアサポーターステップアップ事業	1,986,951		
			19,099,795	
2)				
	障害自立支援法に基づく障害福祉サービス			
	指定相談支援事業	30,370,616		
	自立生活支援事業	1,504,510		
			31,875,126	
	1 管理費			50,974,921
	福利厚生費	9,294		
	交際費	223,683		
	会議費	59,290		
	旅費交通費	351,333		
	通信費	713,910		
	委託料	745,162		
	印刷製本費	48,999		
	備品代	121,418		
	消耗品費	522,591		
	事務局費	1,117,819		
	水道光熱費	335,590		
	新聞図書費	80,400		
	諸会費	10,000		
	支払手数料	95,911		
	車両費	365,492		
	リース料	1,409,604		
	保険料	337,090		
	支払報酬	888,000		
	地代家賃	4,229,950		
	租税公課	11,500		
	振込手数料	23,485		
	減価償却	425,223		
	雑費	18,510		
	経常支出合計		12,144,254	12,144,254
				63,119,175
III その他収入の部				
受取利息				
		79	79	
その他収入合計				
				79
IV その他支出合計				
雑損失				
		2,159,614	2,159,614	
その他支出合計				
				2,159,614
当期収支差額				
				2,573,214
法人税住民税及び事業税				
				392,900
前期繰越収支差額				
				12,413,222
次期繰越収支差額				
				14,593,536

活動計算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

特定非営利活動法人やどかりサポート鹿兒島

Financial statement table with columns: 科目 (Category), 特定非営利事業 (Designated Non-Profit Activities), 相談支援事業 (Counseling Support Activities), 法人合計 (Total Entity). Rows include: I 経常収益 (Regular Income), II 経常費用 (Regular Expenses), III 経常外収益 (Extraordinary Income), IV 経常外費用 (Extraordinary Expenses).

特定非営利活動に係る事業会計財産目録

令和4年3月31日現在

科目		金額(円)	
I	資産の部		
	1 流動資産		
	現金(連帯保証事業)	133,839	
	現金(特定指定相談支援事業)	47,219	
	現金(地域移行事業)	57,889	
	鹿児島銀行天神馬場支店1051772	393,066	
	鹿児島銀行鴨池支店3430656	1,548,170	
	鹿児島銀行西田支店3018291	300,002	
	鹿児島銀行荒田支店3045356	2,306,881	
	郵便局01790-1-66996	77,000	
	鹿児島銀行真砂支店3050433	52,340	
	鹿児島銀行鴨池支店3041751	675	
	鹿児島銀行鴨池支店3440978	6,011,984	
	鹿児島銀行県庁支店3032539	679,299	
	立替金(連帯保証事業)	75,760	
	未収入金(連帯保証事業)	5,388,590	
	未収入金(特定指定相談支援事業)	5,781,080	
	未収入金(地域移行事業)	818,390	
	短期貸付金	220,000	
	流動資産合計		23,892,184
	2 固定資産		
	固定資産合計		0
	資産合計		23,892,184
II	負債の部		
	1 流動負債		
	未払金(連帯保証事業給与)	1,119,581	
	未払金(連帯保証事業経費)	11,000	
	未払金(特定指定相談支援事業給与)	769,600	
	未払金(特定指定相談支援事業経費)	3,779,350	
	未払金(地域移行事業給与)	168,524	
	未払金(地域移行事業経費)	228,438	
	預り金 敷金	1,295,800	
	預り金 経費	410,000	
	預り金 源泉所得税・住民税	115,439	
	預り金 赤い羽根	1,100,916	
	短期借入金(地域移行事業)	300,000	
	流動負債合計		9,298,648
	2 固定負債		
	固定負債合計		0
	負債合計		9,298,648
	正味財産		14,593,536
	負債正味財産合計		23,892,184

上記のとおり相違ありません。

令和4年3月31日

鹿児島市下荒田4-11-12しのびビル下荒田

特定非営利活動法人やどかりサポート鹿児島

理事長 芝田 淳

特定非営利活動に係る事業の貸借対照表
令和4年3月31日現在

特定非営利活動法人やどかりサポート鹿児島

科 目	金額(円)		科 目	金額(円)	
資 産 の 部			負 債 の 部		
流動資産			流動負債		
現金	238,947		短期借入金	300,000	
普通預金	11,369,417		未払金	6,072,493	
未収入金	11,988,060		未払費用	4,000	
立替金	75,760		預り金	2,922,155	
短期貸付金	220,000				
流動資産合計		23,892,184	流動負債合計		9,298,648
固定資産			固定負債		
固定資産合計			固定負債合計		
			正味財産の部		
			前期繰越正味財産		12,413,222
			当期正味財産増減額		2,180,314
			正味財産合計		14,593,536
資産の部合計		23,892,184	負債正味財産の部合計		23,892,184

監 査 報 告 書

令和 4 年 5 月 29 日, 17 時 00 分から 20 時 30 分まで,
事務所において, 理事長より提出された令和 3 年度収支決算書・財産目録及び帳
簿等に基づき, 決算の監査を実施した。

監査の結果, 令和 3 年度収支決算書のとおりであり, 適正に処理されていると
認めた。

令和 4 年 5 月 29 日

特定非営利活動法人やどかりサポート鹿児島

監 査 町 かおり 

監 査 報 告 書

令和4年5月30日、13時00分から17時00分及び
令和4年5月31日、15時00分から18時00分まで、
事務所において、理事長より提出された令和3年度収支決算書・財産目録及び帳簿等に基づき、決算の監査を実施した。

監査の結果、令和3年度収支決算書のとおりであり、適正に処理されていると認めた。

令和4年5月31日

特定非営利活動法人やどかりサポート鹿児島

監 査

廣野 千佳 

監査意見について

理事長 芝田 淳

令和3年度決算の監査を、監事廣野千佳氏、監事町かおり氏に行っていただきましたが、その際に、以下のような意見をいただきました

1. 出金伝票・入金伝票に記載された金額を訂正する場合には訂正印を押印すべきである。
2. 出金伝票には出金を行ったもの以外の承認印をもらうべきである。

今後、以上のご意見を踏まえた適正な経理・会計を行うよう努めます

以上

令和4年度事業計画書

(自令和4年4月1日至令和5年3月31日)

特定非営利活動法人やどかりサポート鹿児島

第1 事業計画の概要

1. 特定非営利活動に係る事業

(1) 住まいの確保に関する支援事業

従来の連帯保証提供の仕組みを見直し、2018年度から地域ふくし連携型連帯保証提供事業（地域ふくし連帯保証）を実施している。地域ふくし連帯保証とは地域福祉との連携のもと、鹿児島県内全域の社会生活上の困難を抱えている人々（以下、利用者という）が連帯保証問題・身寄り問題を解決できる仕組みを整え、連帯保証を提供するというものである。当該事業を継続し、地域福祉との連携を強化するため、福祉の担い手との協定を押し進める。

「当事者主体の居住支援」を推進する。居住支援を支援者や事業者のみで行うのではなく、当事者自身が役割を持ち地域の中で活躍するようにしていく。

シェルターの運営を行う。

全国の居住支援法人等と連携し、全国における居住支援の充実・発展に寄与する。

(2) 相談支援事業の経営および障害福祉サービス事業の経営

鹿児島において、障がい・貧困等の社会生活上の困難を抱えている人々に対し、相談支援事業及び障害福祉サービス事業を実施する。

(3) 社会的困難を抱える人々や障害者福祉に関する普及啓発事業

特定非営利活動にかかる事業の充実を図るため、ホームページの開設や、会員への研修、講演会事業を行うほか、特定非営利活動にかかる事業への理解と協力を得るため、市民に対する啓発・研修事業を行う。また、社会的困難を抱える人々に対する支援や障害者支援を目的とする関係機関との連携調整会議等を実施する。

2. その他の事業

(4) その他の事業

その他の事業については、特定非営利活動にかかる事業の充実を図るため、物品の販売や出版および福祉に関する研究事業を実施する。

(5) 運営委員会

当法人の運営については、理事のほか、運営委員会委員により、2カ月に1回程度の頻度で運営委員会を開催する。

第2 各事業の計画に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業のうち、住まいの確保に関する支援事業

(ア)

事業名：地域ふくし連携型連帯保証提供事業（地域ふくし連帯保証）

事業内容：地域福祉の担い手と連携して、利用者の住居の賃貸借契約の連帯保証人となるもしくは連帯保証人を提供するとともに社会とのつながりを提供する事業

実施場所：鹿児島県内

実施時期：通年継続

従事人数：8名

対象者：継続363名、新規100名、計463名

(イ)

事業名：利用者の賃貸住宅への入居を支援する事業

事業内容：利用者に対する入居支援を行うものがなく、当法人が入居支援を行わざるを得ないケースに限り、利用者が賃貸住宅に入居することを支援するため、情報を提供するなど、スムーズな住まい確保に至るよう相談支援を行う事業

（2021年度からは、シェルターの提供を行っているが、これを含む。）

実施場所：鹿児島県内

実施時期：通年継続

従事人数：8名

対象者：30名

(ウ)

事業名：利用者の社会生活を支援する事業

事業内容：利用者の居宅を訪問する、利用者に当法人の事務所に訪問いただく等することにより、利用者が賃貸住宅に入居した後、社会的に孤立することなく、豊かな人間関係とつながりの中で生活できるよう相談支援を行う事業

（2021年度からは、死後事務に関する事業として、社会的に孤立していて自らの死後に不安を抱える人に対して安心を提供できる支援を行う事業である「つながるあんしん事業」を開始しているが、これを含む）

実施場所：鹿児島県内

実施時期：通年継続

従事人数：8名

対象者：100名（月一面談，つながるあんしん事業）

（エ）

事業名：利用者相互の交流事業

事業内容：サロンを開設する等することにより，利用者が賃貸住宅に入居した後，社会的に孤立することなく，豊かな人間関係とつながりの中で生活できるよう利用者相互の交流を行う事業

（当事者による訪問活動を実施しているが，これを含む。）

実施場所：鹿児島県内

実施時期：通年継続

従事人数：10名

対象者：100名（サロン参加者及び訪問対象者）

（2）特定非営利活動に係る事業のうち，相談支援事業の経営および障害福祉サービス事業の経営

（ア）

事業名：相談支援事業（指定特定相談支援事業）

事業内容：障害・貧困等の社会生活上の困難を抱えている人々に対し，障害福祉サービス事業のうち，相談支援を実施する事業

実施場所：鹿児島県内

実施時期：通年継続

従事人数：5名

対象者：700名

（イ）

事業名：相談支援事業（一般相談支援における地域移行，地域定着支援事業）

事業内容：障害者総合法に基づき，1年以上の長期に渡る入院・入所者を地域へ移行させる事業

実施場所：鹿児島県内

実施時期：通年継続

従事人数：6名

対象者：30名

（ウ）

事業名：障害者総合支援法に基づく自立生活援助事業

事業内容：居宅において単身等で生活する障害のあるものに対し，定期的な巡回訪問または随時相談など自立生活を送るために必要な援助を行う事業

実施場所：鹿児島県内

実施時期：通年継続

従事人数：5名

対象者：10名

(3) 特定非営利活動に係る事業のうち，社会的困難を抱える人々や障害者福祉に関する普及啓発事業

事業名：普及啓発事業

事業内容：特定非営利活動にかかる事業の充実を図るため，ホームページの開設や，会員への研修，講演会事業，特定非営利活動にかかる事業への理解と協力を得るための市民に対する啓発事業。社会的困難を抱える人々に対する支援や障害者支援を目的とする関係機関との連携会議等を実施する事業

実施場所：鹿児島県内

実施時期：通年継続

従事人数：延べ10名

対象者：約100名

(4) その他の事業

事業名：物品の販売や出版・福祉に関する研究事業

事業内容：特定非営利活動にかかる事業の充実を図るための物品販売や出版・福祉に関する研究事業を行う

実施場所：鹿児島県内

実施時期：未定

従事人数：0名

対象者：0名

<事業計画（解説）>

1. 地域ふくし連帯保証（地域ふくし連携型連帯保証提供事業）

やどかりでは、連帯保証提供の仕組みを2018年度より地域ふくし連帯保証（地域ふくし連携型連帯保証提供事業）へと進化させ、社会的困難を抱えている鹿児島県全域の人々へ連帯保証を提供しています。地域ふくし連帯保証において、地域福祉との連携は不可欠です。そのため、地域福祉の担い手である社会福祉協議会・社会福祉法人とNPO法人やどかりサポートとが協定を結び、鹿児島県全県であらゆる属性の方々に連帯保証を提供できる体制づくりを目指します。

2. 「やどかりライフ」～当事者主体の居住支援の実現～

やどかりは、設立当初から、連帯保証と「つながり」の提供を理念としてきました。「つながり」の提供は支援者・事業者が一方的に当事者に対して行うものではなく、当事者自身が「つながり」を獲得し、当事者自身が他の当事者に対して「つながり」を提供する、そうした当事者の主体性が求められます。やどかりは「やどかりライフ」事業をとおして、やどかり利用者に対して「互助する暮らし方」を推奨し、当事者自身が「つながり」を広げていき、「つながり」の中で役割を得て地域に貢献する「当事者主体の居住支援」を理念に掲げ実践しています。

本年度は、特に①当事者による当事者に対する訪問②シェルター運営における当事者による支援に力を入れていきます。

3. つながるあんしん事業

2021年度に開始した「つながるあんしん事業」を拡大していきます。

「つながるあんしん事業」は当事者が「サービス」を利用するものではなく、身寄りがなくても安心して暮らせる地域・社会を創造するための事業に参加するものです。当事者どうしが支えあい助けあい見送りあい弔いあう関係を事業の基礎とします。地域ふくし連帯保証と同様に地域福祉の担い手と連携して必要な支援を提供します。当事者は本事業に参加することで、自然と役割を得て、地域の中で活躍し地域に貢献します。

同時に、やどかり利用者が「つながるあんしん事業」に参加することで、やどかりが抱える保証リスクは軽減されます。

2021年度末の事業参加者は6名ですが、2022年度中に20名が新たに参加することを目指します。

4. 相談支援事業（指定特定相談支援事業）

平成 26 年 9 月、指定特定相談支援事業所の指定を受け障害や難病がある方に対して障害福祉サービスの利用に関する相談支援事業を実施しています。主に、住まいや就労、在宅生活支援に関するサービスの相談を受けています。

本年度も、そういった方々にひとりでも多くの方に充実した生活を送っていただけるよう、指定特定相談（計画相談）支援事業を実施します。

5. 相談支援事業（一般相談支援における地域移行，地域定着支援事業）

連帯保証人がいない，また入院していても病院の外から退院を考えてくれる人がいない等，退院をしたくても退院できない方がいらっしゃいます。精神科病院や地域の事業所，そして行政と連携をとりながら，一人でも多くの方の地域移行支援に取り組みます。

6. 障害者総合支援法に基づく自立生活援助事業

5 年，10 年，ときには 50 年入院していた方が地域で生活を始めると，色々な困りごとが出てきます。そうした方々のフォローが退院後も出来るように，定期巡回を行う，電話連絡をとれるようにするなど，対象者が孤立しないような支援を行います。

7. 関係団体との協働による事業

昨年度も居住支援を実施している全国の団体と交流，研究，視察等の活動を行ってきました。本年度，関連協力団体において何らかの助成金が獲得できた場合には，引き続き，全国の関係諸団体と交流を行い，政策提言まで行いたいと考えているところです。

また，平成 29 年度から鹿児島県居住支援協議会のメンバーに参画し，住まい確保における相談事業の委託を受け相談窓口を開設しております。本年度も同様に開設したいと考えています。

一般社団法人居住支援全国ネットワーク（当法人理事長の芝田が理事長），一般社団法人全国居住支援法人協議会（当法人理事長の芝田が理事）等の活動に参画し，全国の居住支援の充実・発展に寄与するとともに，制度・政策提言を行っていきます。

鹿児島県居住支援協議会の一員として，住まい確保における相談事業の委託を受け相談窓口を開設します。

連帯保証事業と相談支援事業は連携を取り，月に 1 回，お互いの情報を共有する会議を開催して，よりよい共生社会の構築に寄与していきます。また連帯保証事業のスタッフが相談支

援事業のピアサポーターとともに、利用者の訪問、相談などを行い、身近なサポートをしていきます。

7. 外部講演・委員会等

連帯保証事業の必要性は、住まい確保の実践者でなければ共感しにくいと感じています。この問題に関する理解を少しでも広げていくために、また、居住支援において推進している「当事者主体の居住支援」、障害福祉サービスにおいて推進しているピアサポーターとの協働、こうした当事者自身により権利擁護を広げていくため、講演や講義等を通してアピールしていきたいと思えます。

第4号議案 2022年度予算書案承認の件

令和4年度予算案

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

科目	特定非営利事業						相談支援事業			法人合計		
	住まい確保にかかわる支援事業					共通	小計	特定相談支援事業 地域移行支援事業	自立生活援助事業		小計	
	地域ふくし 連帯保証事業	あんしん サポート事業	共生住宅 推進事業	WAM	赤い羽根							ピアサポーター ステップ アップ事業
I 経常収益												
1 受取会費												
個人正会員受取会費							150,000	150,000		0	150,000	
団体正会員受取会費							60,000	60,000		0	60,000	
個人賛助会員受取会費							20,000	20,000		0	20,000	
団体賛助会員受取会費							20,000	20,000		0	20,000	
2 受取寄付金												
受取寄付金							400,000	400,000		0	400,000	
3 受取助成金等												
共生住宅推進事業			4,500,000					4,500,000		0	4,500,000	
鹿児島県委託費		2,000,000						2,000,000		0	2,000,000	
鹿児島市委託費						2,500,000		2,500,000		0	2,500,000	
その他助成金委託費等	3,000,000			6,068,000	1,907,716			10,975,716		0	10,975,716	
4 事業収益												
住まい確保に関する事業収益	3,900,000							3,900,000		0	3,900,000	
つながるあんしん事業	300,000							300,000		0	300,000	
障害福祉サービス事業収益								0	36,000,000	1,440,000	37,440,000	
5 その他の収益												
雑収入	1,000,000					300,000		1,300,000	50,000	50,000	1,350,000	
経常収益計	8,200,000	2,000,000	4,500,000	6,068,000	1,907,716	2,800,000	650,000	26,125,716	36,050,000	1,440,000	37,490,000	63,615,716
II 経常費用												
1 事業費												
(1) 人件費												
給料手当	5,000,000	1,200,000	2,200,000	3,283,200	949,136	1,560,000		14,192,336	13,000,000	840,000	13,840,000	28,032,336
人件費計	5,000,000	1,200,000	2,200,000	3,283,200	949,136	1,560,000	0	14,192,336	13,000,000	840,000	13,840,000	28,032,336
(2) その他の経費												
旅費交通費				50,000		100,000		150,000	220,000	120,000	340,000	490,000
通信費				127,000	16,800	14,000		157,800			0	157,800
消耗品費				253,000				253,000	50,000		50,000	303,000
搬去委託料	200,000							200,000			0	200,000
支払手数料				87,560				87,560			0	87,560
滞納金立替	500,000							500,000			0	500,000
原状回復費	800,000							800,000			0	800,000
謝金		500,000		315,000	391,050	500,000		1,706,050			0	1,706,050
相談員謝金						450,000		450,000			0	450,000
印刷製本費	30,000		30,000	100,000	50,000			210,000			0	210,000
会議費						66,000		66,000			0	66,000
借料損料				229,440	500,730			730,170			0	730,170
地代家賃				1,241,200				1,241,200			0	1,241,200
車両費	100,000							100,000		300,000	300,000	400,000
委託費		300,000						300,000	18,000,000		18,000,000	18,300,000
水光熱費				360,000				360,000			0	360,000
保険料				21,600		110,000		131,600			0	131,600
その他費用計	1,630,000	800,000	30,000	2,784,800	958,580	1,240,000	0	7,443,380	18,270,000	420,000	18,690,000	26,133,380
事業費計	6,630,000	2,000,000	2,230,000	6,068,000	1,907,716	2,800,000	0	21,635,716	31,270,000	1,260,000	32,530,000	54,165,716
2 管理費												
(1) 人件費												
給料手当								0			0	0
人件費計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) その他の経費												
旅費交通費	60,000		60,000				30,000	150,000	30,000		30,000	180,000
通信費	80,000		80,000				40,000	200,000	150,000		150,000	350,000
消耗品費	20,000		20,000				10,000	50,000	500,000	30,000	530,000	580,000
支払手数料	20,000		20,000				10,000	50,000			0	50,000
事務局費	400,000		400,000				200,000	1,000,000	100,000		100,000	1,100,000
地代家賃	960,000		960,000				480,000	2,400,000	1,885,000		1,885,000	4,285,000
水光熱費	70,000		70,000				35,000	175,000			0	175,000
支払報酬								0	280,000		280,000	280,000
交際費	5,000						5,000	10,000	200,000		200,000	210,000
会議費	32,000		32,000				16,000	80,000			0	80,000
リース料	144,000		144,000				72,000	360,000	650,000	132,000	782,000	1,142,000
保険料	16,000		16,000				8,000	40,000	100,000		100,000	140,000
減価償却								0	150,000		150,000	150,000
雑費								0	50,000	18,000	68,000	68,000
その他費用計	1,807,000	0	1,802,000	0	0	0	906,000	4,515,000	4,095,000	180,000	4,275,000	8,790,000
管理費計	1,807,000	0	1,802,000	0	0	0	906,000	4,515,000	4,095,000	180,000	4,275,000	8,790,000
経常費用計	8,437,000	2,000,000	4,032,000	6,068,000	1,907,716	2,800,000	906,000	26,150,716	35,365,000	1,440,000	36,805,000	62,955,716
III 経常外収益												
受取利息							30	30	40		40	70
雑益								0			0	0
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	30	30	40	0	40	70
IV 経常外費用												
支払利息								0			0	0
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
税引前当期正味財産増減額	-237,000	0	468,000	0	0	0	-255,970	-24,970	685,040	0	685,040	660,070
法人税、住民税及び事業税								0	250,000		250,000	250,000
当期正味財産増減額	-237,000	0	468,000	0	0	0	-255,970	-24,970	435,040	0	435,040	410,070
前期繰越正味財産額						858,871		7,389,056			7,204,480	14,693,636
次期繰越正味財産額								7,364,086			7,639,520	15,003,606

第5号議案 資産の総額の確認に関する件

令和4年3月31日現在の本法人の資産の総額は、金14,593,536円である旨確認する。

〔提案理由〕

資産の総額については、毎事業年度終了後決算に基づいて総会での確認が必要であるため。

理 事

理 事（理事長） 芝田 淳
理 事 鶴田 啓洋
理 事 西田 鉄心
理 事 新川 昇一郎
理 事 山下 泰彦
理 事 竹中 寛子
監 事 廣野 千佳
監 事 町 かおり

苦情・不服審査会審査委員

審査委員 安田 雅朗
審査委員 岡田 洋一
審査委員 高橋 信行

顧 問

顧 問 霧 真一郎
顧 問 尾辻 伸朗

利用決定委員会委員

第1合議体

委員長	江之口 博行
委員	芝田 淳
委員	佐澤 佳史朗
委員	有馬 利洋

第2合議体

委員長	上江川 直子
委員	定岡 雅文
委員	溝内 義剛
委員	山下 泰彦

第3合議体

委員長	福留 弘
委員	鶴田 啓洋
委員	馬頭 忠治
委員	森迫 直子

第4合議体

委員長	林 千代子
委員	竹中 寛子
委員	諏訪 洋一
委員	染河 敏幸

第5合議体

委員長	堀之内 洋一
委員	有山 さつ美
委員	新川 昇一郎
委員	坂東島 梨香

第6合議体

委員長	坂口 松平
委員	木下 精子
委員	中窪 ゆたか
委員	西田 鉄心

特定非営利活動法人やどかりサポート鹿児島

会員名簿

令和4年3月31日現在

	人数
正会員	51
賛助会員	22
総計	73

正会員 51名

No.	会員区分	区分	名前
1	正会員	個人	梅垣 晃一
2	正会員	個人	江之口 博行
3	正会員	個人	尾辻 伸朗
4	正会員	団体	医療法人 常清会
5	正会員	個人	加藤 久佳
6	正会員	個人	笹川 純子
7	正会員	個人	芝田 淳
8	正会員	個人	立山 裕子
9	正会員	個人	霧 真一郎
10	正会員	個人	水流 源彦
11	正会員	個人	鶴田 啓洋
12	正会員	個人	林 千代子
13	正会員	個人	馬頭 忠治
14	正会員	個人	藤原 奈美
15	正会員	個人	堀之内 洋一
16	正会員	個人	村山 ひろみ
17	正会員	個人	廣野 千佳
18	正会員	団体	吉野病院
19	正会員	個人	町 かおり
20	正会員	個人	葉棚 宏栄
21	正会員	個人	山川 伯明
22	正会員	個人	上江川 直子
23	正会員	個人	山本 豪太

24	正会員	個人	西田 鉄心
25	正会員	個人	遠藤 憲子
26	正会員	個人	天羽 浩一
27	正会員	個人	小松尾 ひで子
28	正会員	団体	大口病院
29	正会員	個人	木下 精子
30	正会員	個人	直井 圭介
31	正会員	個人	染河 敏幸
32	正会員	個人	定岡 雅文
33	正会員	個人	川路 太雅
34	正会員	個人	諏訪 洋一
35	正会員	個人	新川 昇一郎
36	正会員	個人	後野 剛
37	正会員	団体	株式会社アパートナー鹿児島支店
38	正会員	個人	石黒 浩二
39	正会員	個人	坂口 松平
40	正会員	個人	上野 牧門
41	正会員	個人	鯨坂 公子
42	正会員	個人	榊 登
43	正会員	個人	横山 了有子
44	正会員	個人	宇都宮 孝久
45	正会員	個人	紺屋 遥輝
46	正会員	団体	社会福祉法人 落穂会
47	正会員	個人	竹中 寛子
48	正会員	個人	野村 マリ
49	正会員	個人	岩切 陽美
50	正会員	個人	元 佑也
51	正会員	団体	司法書士法人中央ライズアクロス

賛助会員 22 名

No.	会員区分	区分	名前
1	賛助会員	個人	児玉 敦雄
2	賛助会員	個人	小蓬原 千津留
3	賛助会員	個人	堀田 哲一郎
4	賛助会員	個人	坂上 昌子
5	賛助会員	個人	宗前 五洋
6	賛助会員	個人	園田 純信
7	賛助会員	個人	野口 英一郎
8	賛助会員	個人	福迫 剛
9	賛助会員	個人	福元 健祐
10	賛助会員	個人	満園 茂樹
11	賛助会員	個人	藤崎 英子(住宅サービス)
12	賛助会員	個人	白澤 珠理
13	賛助会員	個人	西 さえみ
14	賛助会員	個人	小川 美沙子
15	賛助会員	団体	医療法人共助会三州脇田丘病院
16	賛助会員	個人	宮下 貴浩
17	賛助会員	団体	大丸商事有限公司
18	賛助会員	個人	神谷 直子
19	賛助会員	個人	平野 康司
20	賛助会員	個人	瀬戸 司
21	賛助会員	団体	内島不動産
22	賛助会員	個人	平田 由里子

特定非営利活動法人やどかりサポート鹿児島

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人やどかりサポート鹿児島という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鹿児島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、鹿児島において、障がい・貧困等の社会生活上の困難を抱えている人々（以下、利用者）に対し、連帯保証提供事業、連帯保証人提供事業等の住まいの確保に関する支援事業及び福祉サービス事業を行い、利用者が社会的に孤立することなく豊かな人間関係とつながりを保ちながら、地域で安心して暮らせるよう支援を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の増進を図る活動

(事業)

第5条

この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の

(1) 乃至 (3) の事業を、その他の事業として (4) の事業を行う。

- (1) 住まいの確保に関する支援事業
 - ①利用者が締結する賃貸借契約において連帯保証人となる事業
 - ②利用者が締結する賃貸借契約において連帯保証人を提供する事業
 - ③利用者の賃貸住宅への入居を支援する事業
 - ④利用者の社会生活を支援する事業

- ⑤利用者相互の交流事業
- (2) 相談支援事業の経営および障害福祉サービス事業の経営
- (3) 社会的困難を抱える人々に対する支援や障害者福祉に関する普及啓発事業
 - ①ホームページの開設
 - ②社会的困難を抱える人々に対する支援や障害者福祉に関する研修、講演会等の開催
 - ③社会的困難を抱える人々に対する支援や障害者福祉を目的とする関係機関との連携および連絡会議
 - ④会員、市民に対する啓発・研修事業
- (4) その他の事業
 - ①物品販売事業
 - ②出版事業
 - ③福祉に関する研究事業

2 前項第4号に掲げる事業は、同項第1号から同項第3号に掲げる事業に支障がない限り行なうものとし、その収益は同項第1号から同項第3号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 法令、又はこの法人の定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(会費等の不返還)

第12条 既に納入された会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上6人以内

(2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長が理事の中からあらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、当該任期の末日後の最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任の役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって、少なくとも総会の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事業
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならぬ。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならぬ。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経て選出された特定非営利活動法人、公益法人又は社会福祉法人に寄付するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならぬ。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 芝田 淳
理事 久留須 直也
理事 鶴田 啓洋

監事 山口 千佳

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成21年7月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成20年7月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費	正会員	個人	5,000円
		団体	15,000円
	賛助会員	個人	2,000円
		団体	10,000円

7 設立に先立ち、特定非営利法人やどかりサポート鹿児島設立準備会に対して、前項と同額の会費を支払った正会員又は賛助会員に対しては、設立当初年度の年会費を免除する。

平成19年8月10日制定

平成20年8月30日変更

平成22年4月10日変更

平成22年8月22日変更

平成24年5月19日変更

平成26年3月19日変更

平成30年6月 2日変更

この定款は、所轄庁の認証の日（平成30年10月21日）から施行する。

特定非営利活動法人やどかりサポート鹿児島 地域ふくし連携型連帯保証提供事業(地域ふくし連帯保証) 利用規約

A 総則

(総則)

第1条 当法人の行う地域ふくし連携型連帯保証提供事業(以下、「地域ふくし連帯保証」という)を利用するには、この規約の定めるところによらなければならない。

(定義)

第2条 本規約における用語の定義は次のとおりである。

地域ふくし連携型連帯保証提供事業(地域ふくし連帯保証) …当法人が、地域福祉の担い手と連携して、利用者の連帯保証を行う事業

利用者 …地域ふくし連帯保証を利用する者

支援 …利用者が地域ふくし連帯保証の利用を開始した後、社会的に孤立することなく、豊かな人間関係とつながりの中で、安心して社会生活が営めるよう援助する活動

支援者 …当法人以外であって、利用者に対して支援を行う者(法人又は団体を含む)

支援者代表 …支援者の中で、特に代表として、利用者に対して支援を行う者

支援依頼 …当法人が、支援者に対して行なう、支援に関する依頼

目的物件 …利用者が地域ふくし連帯保証を利用して賃借する賃貸借物件

提供連帯保証人 …地域ふくし連帯保証により当法人が紹介提供した連帯保証人

B 地域ふくし連帯保証利用の要件

(利用者の要件)

第3条 利用者は、次のいずれかに該当するものであって、賃貸住宅入居の際に必要なとされる連帯保証人を確保するにつき、当法人の援助を必要とするものであることを要する。

- (1) ホームレス生活者
- (2) 身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他の障害者
- (3) DV(ドメスティック・バイオレンス)被害者
- (4) 高齢者
- (5) 低額所得者
- (6) 被災者
- (7) 子ども(高校生相当以下)を養育している者
- (8) 外国人
- (9) 中国残留邦人
- (10) 児童虐待を受けた者

- (1 1) ハンセン病療養所入所者
- (1 2) 北朝鮮拉致被害者
- (1 3) 犯罪被害者
- (1 4) 生活困窮者
- (1 5) 更生保護対象者
- (1 6) 東日本大震災による被災者
- (1 7) 妊婦のいる世帯
- (1 8) 海外からの引揚者
- (1 9) 新婚世帯（配偶者を得て5年以内の世帯）
- (2 0) 原子爆弾被爆者
- (2 1) 戦傷病者
- (2 2) 児童養護施設退所者
- (2 3) L G B T（レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダー）
- (2 4) U I J ターンによる転入者
- (2 5) 住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者

（支援者の必置）

第4条 地域ふくし連帯保証は、利用者について支援者がいなければ利用することができない。ただし、真にやむを得ないと認められる場合及び当法人が直接に支援することが適当であると認められる場合はその限りでない。

（支援者の要件）

第5条 支援者は次のすべての要件を満たすものであることを要する。

- (1) 社会の一般常識に照らして、社会的信用を有するものであること。
- (2) 利用者に対して継続的な支援を行うことのできるものであること。
- (3) 利用者が抱える困難についての見識を有し、利用者の社会生活を支援する技能と経験を有するものであること。
- (4) 利用者との間に、一定の信頼関係があり、利用者が支援者から継続的支援を受けることを希望していること。
- (5) 支援にあたって、当法人からの支援依頼に応じることができること。
- (6) 支援にあたって、当法人と協力することができること。

（地域の要件）

第6条 地域ふくし連帯保証を利用できるのは、鹿児島県内とする。

（地域ふくし連帯保証を利用できない場合）

第7条 地域ふくし連帯保証は、次の場合、原則として、利用することができない。ただし、利用決定委員会の決定により認められた場合はこの限りではない。

- (1) 目的物件の1ヶ月あたりの家賃の額が次の金額を超える場合

一人世帯 60,000円

二人世帯 80,000円

三人以上の世帯 100,000円

- (2) 目的物件につき利用者が賃貸人に差入れる敷金の額が家賃の2か月分を下回る場合
ただし、第10条の規定に基づき、当法人に必要な金額を預託する場合を除く
- (3) 賃貸人もしくは利用者が目的物件について当法人の指定する保険または当法人に認められる保険
に加入しない場合
- (4) 一般の賃貸借に比べて、連帯保証人の負う責務が不相応に重いと認められる場合
- (5) 入居後にトラブルが発生する可能性が高いと認められる場合
- (6) 地域ふくし連帯保証を利用する必要性がないと認められる場合
- (7) その他、地域ふくし連帯保証を利用することが、不相当であると認められる場合

C 地域ふくし連帯保証開始の手続

(申込み)

第8条 利用者は、地域ふくし連帯保証を利用するにあたり、当法人に対して、当法人の定める方式により、申込みをしなければならない。

(利用料)

第9条 利用者は、地域ふくし連帯保証を利用の申込みにあたって、当法人に対して、次に定める利用料を支払わなければならない。ただし、当法人は、利用料の支払いを一定の時期まで猶予することができる。

金20,000円

- 2 利用者は、地域ふくし連帯保証を利用するための手続きのために当法人が負担する実費を支払わなければならない。
- 3 利用者の事情等、当法人の責に帰さない事情により、利用者が、地域ふくし連帯保証の開始前に、地域ふくし連帯保証を利用しないこととなった場合、当法人は、利用料を返還しない。ただし、当法人は、利用者の事情を勘案し、利用料の全部又は一部を返還することができる。
- 4 利用者の事情等、当法人の責に帰さない事情により、利用者が、地域ふくし連帯保証の利用期間中に、地域ふくし連帯保証を利用しなくなった場合、当法人は、利用料は返還しない。ただし、当法人は、利用者の事情を勘案し、利用料の全部又は一部を返還することができる。
- 5 当法人は、利用者の経済的状況、利用の経緯等を勘案し、理事会の決議により利用料を減免することができる。

(預り金)

第10条 目的物件においてペットを飼育する場合、目的物件につき利用者が賃貸人に差入れる敷金の額が家賃の2か月分を下回る場合、畳の数が敷金と比較して多い等により将来の原状回復費用が敷金を上回る蓋然性が高い場合及びその他特別の事情がある場合においては、当法人は利用者に対して預り金を預託するよう求めることができる。

(支援計画)

第11条 利用者が地域ふくし連帯保証を利用するにあたり、支援代表者は支援計画を策定し、当法人に対して、当法人の定める方式により、支援計画書を提出しなければならない。

(利用決定委員会)

第12条 利用者が、地域ふくし連帯保証の利用を申し込んだ場合には、当法人は、利用決定委員会において、利用の要件等につき、調査・検討する。

(面談)

第13条 利用者及び支援代表者は、利用の要件等の調査・検討にあたって、原則として、当法人の職員または利用決定委員と面談を行わなければならない。

- 2 前項の面談は、原則として、当法人の事務所において行う。ただし、やむを得ない理由がある場合には、利用者及び支援者の希望する場所で面談を行うことができるが、その場合、利用者は、別に定める規程に基づき旅費及び日当を支払わなければならない。

(利用決定委員会の委員・決議等)

第14条 利用決定委員会の委員は、理事及び理事会の任免するものにより構成する。

- 2 利用決定委員会の委員長は、理事長とする。
- 3 利用決定委員会の決議は、委員全員の過半数をもって決する。ただし、委員会の決定をもって、委員5名以上に決議を委嘱することができる。
- 4 利用決定委員会の決議は、会議によらず、書面による決議等、適当と認める方法によって行うことができる。
- 5 利用決定委員会の委員の任期は2年以内とする。
- 6 利用決定委員会の委員の報酬は無報酬とする。

(認可・不認可の決定)

第15条 利用者が、連帯保証事業の利用を申し込んだ場合には、当法人は、申込み、面談及び当法人の求める諸書類の提出から21日以内に、利用決定委員会の決議を経て、利用者に対して、利用の認可又は不認可の決定を通知しなければならない。

- 2 やむを得ない理由がある場合には、当法人は、前項の期間を延長することができる。その場合には、利用者に対して、当法人は、前項の期間を延長する旨及びその理由を通知しなければならない。

(不認可の場合の理由)

第16条 当法人は、不認可の決定を通知する場合には、利用者に対して、不認可の旨及びその理由を通知しなければならない。

(支援依頼)

第17条 当法人は、認可の決定を通知する場合には、同時に又は決定後速やかに、支援者に対して、支援依頼を行う。

2 当法人が、支援依頼を行なうにあたっては、利用者及び支援者の意見を聴かなければならない。

D 地域ふくし連帯保証の実施

(利用期間)

第18条 地域ふくし連帯保証の利用期間は2年とする。ただし、賃貸借契約の期間がこれより短い場合には、その期間とする。

2 利用者が、目的物件を退去した場合、利用期間は満了したものとみなす。

(利用者の遵守事項)

第19条 利用者は、地域ふくし連帯保証の期間中、次の各事項を遵守するよう努めなければならない。

(1) 当法人及び支後者の支援に対し誠実に対応すること

(2) 次の①乃至⑤に掲げる事項に変更があった場合及び⑥乃至⑨に掲げる事実が生じた場合には、当法人に対して報告すること

① 氏名

② 同居家族

③ 勤務先

④ 家賃、共益費その他賃貸人に対して支払うべきものの額（以下、「家賃等」という）

⑤ 収入（ただし、軽微な変動は報告を要しない）

⑥ 生活保護受給の開始・廃止

⑦ 年金受給の開始・廃止

⑧ 入院・入所した場合

⑨ 支援者からの支援を受けられなくなる事情が生じた場合

(3) 家賃等の滞納、目的物件の破損等、連帯保証人の責務が生じる事情が生じたときは、ただちに、当法人に対して報告すること

(4) 当法人又は支援者が面会又は連絡を求めた場合には、いつでも、面会又は連絡すること

(5) 当法人又は支援者が求めた場合には、いつでも、目的物件への立ち入りを認めること

(6) 当法人又は支援者が求めた場合には、いつでも、財産状況及び収入を開示すること

(7) 障害者福祉サービスの利用を中断する等により、支援者の支援を受けなくなった場合には、直ちに、当法人に対して報告すること

(支援者をおかない場合の利用者の遵守事項)

第20条 第4条但書きの規定により支援者をおかない場合には、利用者は、地域ふくし連帯保証の期間中、当法人の指定する頻度で、当法人の指定する方法により、当法人に対して、家賃等の滞納の有無、生活の状況等について連絡を行うよう努めなければならない

(支援者の遵守事項)

第21条 支援者は、地域ふくし連帯保証の期間中、次の各事項を遵守するよう努めなければならない。

- (1) 支援依頼に応じ、これに協力すること
- (2) 支援依頼のほか、当法人からの支援に関する依頼に対して、協力すること
- (3) 利用者について、第19条(2)①乃至⑤に掲げる事項に変更があったことを知った場合、⑥乃至⑨に掲げる事実が生じたことを知った場合には、当法人に対して報告すること
- (4) 家賃等の滞納、目的物件の破損、利用者の失踪等、連帯保証人の責務が生じる事情を知ったときは、ただちに、当法人に対して報告すること
- (5) 次の①乃至③に掲げる事項に変更があった場合には、当法人に対して報告すること
 - ① 利用者に対する支援を継続できない事情が生じた場合
 - ② 利用者に対する支援の継続に困難が生じた場合
 - ③ 担当者を変更した場合
- (6) 支援依頼により定めた頻度により、当法人に対して、当法人の定める方式により、支援の経過について報告すること
- (7) 当法人が求めた場合には、いつでも、当法人に対して、支援の経過について報告すること
- (8) 当法人が求めた場合には、いつでも、利用者と、面会又はこれに代わる方法で連絡を取ること
- (9) 自らが利用者に対する支援を継続できなくなった場合、代わりとなる支援者を確保するよう努めること

E 地域ふくし連帯保証の更新

(更新)

第22条 第18条に定める地域ふくし連帯保証の期間が経過した場合、当法人と利用者はこれを更新することができる。

- 2 利用者の転居する場合において、引き続き、地域ふくし連帯保証の利用を希望する場合、更新を要する。

(更新の要件)

第23条 更新の要件は、利用の要件に準ずる。(利用者の要件、支援者の必置、支援者の要件、地域の要件、地域ふくし連帯保証を利用できない場合)

(更新の手続)

第24条 地域ふくし連帯保証の更新を希望する利用者は、期間経過の1ヶ月前までに、当法人に対して、当法人の定める方式により、更新の申込みをしなければならない。

- 2 更新の手続は、開始の手続に準じる。(申込み、利用料、預り金、支援計画、利用決定委員会、面談、利用決定委員会の委員・決議等、認可・不認可の決定、不認可の場合の理由、支援依頼)

F 地域ふくし連帯保証の終了

(地域ふくし連帯保証の終了)

第25条 地域ふくし連帯保証は次の場合に終了する

- (1) 利用者から更新の申し込みがないまま、期間を経過した場合。
 - (2) 貸貸人と当法人による契約の合意解除。ただし、利用者の意思に反しない場合に限る。
 - (3) 利用者が、虚偽の申請を行う、第19条の遵守事項に違反する等、著しく信頼関係を崩壊する行為に及び、地域ふくし連帯保証を継続しがたい場合。
 - (4) 利用者が、利用料を支払わない場合
 - (5) 利用者の死亡
 - (6) 当法人の消滅
- ただし、この場合、当法人は利用者が賃貸借契約を継続できるよう適切な措置を講じなければならない。

G 求償権の行使

(求償権の行使)

第26条 当法人が、地域ふくし連帯保証により、利用者に対して求償権を得た場合には、原則としてこれを行行使する。

(支援者の協力)

第27条 支援者は、当法人が利用者に対して求償権を行行使する場合、これに協力するよう努める。地域ふくし連帯保証が終了した後においても同様とする。

(猶予・免除)

第28条 利用者又は支援者の申出により、当法人は理事会の決定を経て、利用者に対し求償債務の支払いを猶予又は免除することができる。

- 2 猶予の期間は1年以内とし、猶予の回数は2回までとする。

H 地域ふくし連帯保証の方法

(地域ふくし連帯保証の方法)

第29条 地域ふくし連帯保証は、当法人が直接利用者の連帯保証を行なう方法又は当法人が提供連帯保証人を紹介提供する方法のいずれかの方法によって行う。

(提供連帯保証人の特則)

第30条 当法人は、提供連帯保証人が貸貸人より連帯保証債務の履行を求められた場合、提供連帯保証人に代わって、貸貸人に対して、当該債務を履行する。

- 2 利用者は、当法人が提供連帯保証人に代わって連帯保証債務を履行することにより、当法人が利用者に対して求償権を得ることに同意しなければならない。
- 3 提供連帯保証人が地域ふくし連帯保証の期間中に死亡した場合、その他の事情により利用者が貸貸人より新たに連帯保証人の提供を求められた場合、当法人は、新たに提供連帯保証人を提

供する。

I 苦情の解決

(苦情の解決)

第31条 利用者は、当法人に対する利用の申込に対する決定、更新の申込等に対する決定、支援に関する処遇等について、苦情又は不服が有る場合、特定非営利活動法人NPO法人やどかりサポート鹿児島苦情解決に関する規程に基づき、苦情受付担当者または苦情・不服審査会に対して苦情を申し立てることができる。

J その他

(変更)

第32条 本規約の変更は理事会の決議をもって行う。

- 2 本規約を変更した場合、理事長は、変更後最初に開かれる総会において、変更の内容と変更の理由を報告しなければならない。

(生活保護利用者の場合の特例)

第33条 利用者が生活保護を利用している場合であって、利用開始時において第9条に定める利用料を住宅扶助の中から支弁することができない場合、次のとおりの特例を用いることができる。

- (1) 第9条に定める利用開始時の利用料を金10,000円とする。
- (2) 第18条に定める利用期間を、利用開始時の1回のみ1年とする。(最初のみ1年、その後はその他の場合と同様に2年)

附 則

本利用規約は平成19年9月9日より施行する

平成19年10月7日一部改正

平成20年5月18日一部改正

平成21年4月21日一部改正

平成26年6月18日一部改正

平成29年10月30日一部改正

平成31年4月17日一部改正

令和3年1月21日一部改正

(別紙)

旅費及び日当に関する規程

- 第1条 次の場合には、利用者は当法人に対して、旅費及び日当を支払わなければならない。
- ① 当法人の事務所で行うことを原則としている面談等を利用者の希望により事務所以外で行う場合
 - ② 利用者の責に帰する事由により、当法人の事務所以外で利用者又は支援者と面接する必要がある場合
 - ③ 利用者の責に帰する事由により、目的物件所在地等を訪問する必要がある場合
- 第2条 旅費は次に掲げる代金等の合計とする。
- ① 自動車を使用する場合は、当法人の事務所から目的地までの往復の自動車走行距離につき1キロあたり35円のガソリン代金
 - ② フェリーを使用する場合は、往復の小型乗用車運送運賃及び大人1名の渡航運賃
 - ③ 公共交通機関（新幹線及び飛行機を含む）を利用する場合は、当法人の事務所から目的地までの往復の運賃
- 第3条 日当は次のとおりとする。
- ① 当法人の事務所を出発し、面談等の目的を果たし、当法人の事務所に帰着するまでに要する合理的な時間に対して、1時間あたり960円。ただし10分未満の時間は切り捨てる。
 - ② 前項の金額が5000円を超える場合、日当は一日当たり5000円を上限とする。

附則

本旅費徴収規約は平成19年10月7日より施行する

平成31年4月17日一部改正

やどかり住まい安心システム「すまほっと」

賃貸借契約の解除に関する停止条件付委任契約及び停止条件付贈与契約
死後の賃貸借契約の解除に関する委任契約及び死因贈与契約

年 月 日

甲：鹿児島市下荒田4丁目30番5号プレジデント下荒田403号

特定非営利活動法人やどかりサポート鹿児島

代表理事 芝田 淳

印

乙：氏 名

印

【前提】

乙は、今般（現在）、甲の提供する「地域ふくし連帯保証」を利用して、賃貸住宅に入居します（しています）（当該物件を本件物件という）。

ところで、乙は、本件物件を退去することになった場合や自身が死亡した場合において、その後も処置を行う身寄りのものがおらず、今後のことを不安に感じています。そこで、乙が本件物件を退去することになった場合や死亡した場合に備えて、本契約を締結します。

乙は、本契約を行うことが、乙自らにとっての安心につながるものであるとともに、貸す側である賃貸人や連帯保証人である甲にとっても安心につながるものであるとの説明を受け、これを理解しました。

【賃貸借契約の解除に関する停止条件付委任契約及び停止条件付贈与契約】

1. 乙は、乙が甲の提供する連帯保証を利用し居住している本件建物について、甲に無断で1カ月以上留守にしないことを約束します。ただし、入院など特別な事情がある場合を除きます。
2. 乙は、乙が甲に連絡することなく2カ月以上にわたって本件建物を留守にし、甲からみて乙に連絡を取ることができない状態になった場合には、本件建物の賃貸借契約を解除する権限を甲に付与するとともに、本件建物内に存する動産類の一切（金銭、預金通帳、有価証券等を除く）を甲に贈与し、甲はこれを受贈します。

【死後の賃貸借契約の解除に関する委任契約及び死因贈与契約】

1. 乙が死亡した場合、乙は、甲に対して、本件建物の賃貸借契約を解除する権限を甲に付与します。
2. 乙が死亡した場合、乙は、甲に対して、本件建物内に存する動産類の一切（金銭、預金通帳、有価証券等を除く）及び本件建物に関する敷金返還請求権を甲に死因贈与し、甲はこれを受贈します。
3. 本契約締結後、乙がNPO法人つながる鹿児島など他の者と、死後事務委任契約を締結した場合、前項及び前々項の死後の賃貸借契約の解除に関する委任契約及び死因贈与契約は解除されるものとします。

※なお、乙は、次のことを理解したうえで、本契約を締結するものです

1. 本来、2カ月程度留守にしたことのみをもって賃貸借契約は解除されるものではないところ、本契約では、2カ月以上留守にした場合、賃貸借契約が解除されうるものとされており、乙にとって不利なものであること。
2. 本来、賃借権は相続人に相続される権利であるところ、本契約では、乙の死亡により賃貸借契約を終了させるよう甲に委任していること。

令和3年度 講演・研修等実施一覧

やどかりと関連団体であるNPO法人つながる鹿児島島の活動と双方を記載しました。「や」「つ」で区分しています。

日付	担当者	主催者	内容
2021/6/5 (土)	や		NPO法人やどかりサポート鹿児島
2021/7/27 (火)	や・つ	芝田	知多地域成年後見センター・全国権利擁護ネットワーク
2021/8/19 (木)	つ	芝田	別府市社会福祉協議会
2021/8/31 (火)	や	芝田	大隅くらし・しごとサポートセンター
2021/8/31 (火)	や	芝田	鹿児島県
2021/9/22 (水)	や	芝田	鹿児島県社会福祉協議会
2021/9/29 (水)	や	芝田	鹿児島県社会福祉協議会
2021/10/8 (金)	や	新川, 二之宮, 岡元	熊毛地区精神保健福祉部会
2021/10/13 (水)	や	芝田	日向市
2021/10/14 (木)	や・つ	芝田	労働者福祉協議会
2021/10/15 (金)	や	芝田	孤独・孤立に関するフォーラム(内閣官房)
2021/11/3 (水)	や・つ	芝田	毎日新聞瀬野記者, 北見万幸, 小谷みどり
2021/11/10 (水)	や・つ	芝田	全国居住支援法人協議会の居住支援法人研修
2021/11/12 (金)	や	芝田	おおいた居住支援フォーラムin豊肥2021
2021/11/20 (土)	つ	芝田	別府市社会福祉協議会
2021/11/20 (土)	や	芝田	生活困窮者自立支援全国研究交流大会
2021/11/21 (日)	や・つ	芝田	みんなの認知症情報学会第4回年次大会
2021/11/26 (金)	や	芝田	住まいサポートセンター霧島
2021/12/4 (土)	つ	芝田, 河原, ゆくさの会	知多地域成年後見センター
2021/12/5 (日)	や・つ	芝田, 河原, ゆくさの会	NPO法人わっぱの会
2021/12/月上旬	や	比嘉	NPO法人やどかりサポート鹿児島
2021/12/20 (月)	つ	芝田	一般社団法人サツマスタ
2021/12/22 (水)	や	鶴田, 新川	南部保健センター
2021/12/23 (木)	や	芝田	NPO法人コミュニティ実践研究センター
2021/12/23 (木)	つ	芝田	千葉
2021/12/27 (月)	や	鶴田, 新川	
2022/1/14 (金)	や	芝田	NPO法人やどかりサポート鹿児島
2022/1/19 (水)	つ	芝田	全国権利擁護ネットワーク北信越ブロック研修会
2022/1/21 (金)	や	芝田	とくとしま居住支援協議会
2022/1/22 (土)	つ	芝田	日本医療ソーシャルワーク学会
2022/1/23 (日)	や	芝田	生活保護支援九州・沖縄ネットワーク
2022/1/24 (月)		芝田	NPO法人やどかりサポート鹿児島
2022/1/29 (土)	や	新川, 二之宮, 岡元	北九州市自立支援協議会
2022/2/5 (土)	や・つ	芝田	NPO法人わっぱの会
2022/2/18 (金)	や・つ	芝田	雲仙市地域包括支援センター
2022/2/25 (金)	や・つ	芝田	東京都世田谷区砧保健福祉センター
2022年2月中 (動画配信)	つ	芝田	神奈川県社会福祉協議会
2022/3/2 (水)	や	芝田	国交省(居住支援懇談会)
2022/3/23 (水)	や	芝田	国交省・厚労省(居住支援サミット)
2022年3月中 (動画配信)	や	芝田	福岡県社会福祉協議会